

平成26年第4回砂川市議会定例会

平成26年12月9日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算

日程第 2 一般質問

延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算

日程第2 一般質問

多比良 和 伸 君

土 田 政 己 君

小 黒 弘 君

水 島 美喜子 君

○出席議員（13名）

議 長 東 英 男 君

議 員 一ノ瀬 弘 昭 君

増 井 浩 一 君

多比良 和 伸 君

小 黒 弘 君

尾 崎 静 夫 君

辻 勲 君

副議長 飯 澤 明 彦 君

議 員 増 山 裕 司 君

水 島 美喜子 君

土 田 政 己 君

北 谷 文 夫 君

沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文

砂川市教育委員会委員長 中 村 吉 宏

砂川市監査委員 奥 山 昭

砂川市選挙管理委員会委員長 其 田 晶 子

砂川市農業委員会会長 渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長 角 丸 誠 一

病 院 事 業 管 理 者 小 熊 豊

総 務 部 長 湯 浅 克 己

兼 会 計 管 理 者

市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 進
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号 砂川市オートスポーツランド条例の制定について、議案第8号 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 平成26年度砂川市病院事業会計補正予算の10件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 小黒 弘君（登壇） 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

12月8日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に増山裕司委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第5号から第7号、議案第4号及び議案第8号から第10号並びに議案第1号から第3号の一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第5号から第7号まで、第4号、第8号から第10号まで、第1号から第3号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号から第7号まで、第4号、第8号から第10号まで、第1号から第3号までを一括採決いたします。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 東 英男君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） おはようございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目、医療従事者の待遇について。市民から医療従事者（医師、看護師等）の患者への態度や言葉遣い等に対して多くの不満の声を聞いています。市民が安心感を持って初めて、医療のまち砂川であると思います。その改善策として、民間医療機関への研修や交流、また広く患者へ積極的にアンケート調査を行うなど、現状を認識し、改善するといった考えがないか伺います。

2つ目、小中学校における課外活動について。課外活動は、健全な心と体を育む場として非常に重要です。しかし、学校によって選べる課外活動に差があり、さらに児童生徒数により団体活動ができない現状があります。そこで、学校単位ではなく活動できる課外活動の創出や専門家、見識の深い市民らと協働で取り組むことにより、さらに課外活動を充実させる考えがないか伺います。

3つ目、砂川高校の魅力を高める取り組みについて。人口減少と少子化により道内高等学校の間口が減少している中で、市内唯一の砂川高校を守り、さらに発展させ、将来の砂川を担う人材を育成するためにはさまざまなアプローチが必要です。その一つとして、砂川高校へ進学を希望する市内中学生のスポーツや学力成績優秀者に対し、助成をするといったことを考えられないかお伺いします。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 （登壇） 大きな1の医療従事者の待遇についてご答弁申し上げます。

初めに、医療はサービスの要素が強く、患者さんやそのご家族に対する待遇が必要であるという考え方は、現在では広く浸透しております。医療機関は、一般企業のサービス業のように消費者や利用者などに快適性などを提供して付加価値を得るという目的のほかに、医療機関への来院者は一般に心身に不安を抱えているという特性があるため、医療従事者の待遇にあっては、不安と不信感を取り除くこと、すなわち安心感を提供するとされているものであります。医療機関においては、高い医療の質と技術を備えていても、一部の職員の言葉遣いや態度が未熟であることによって、その医療機関全体の評価が低くなってしまいます。特に言葉遣いはその人の心配りをあらわすことから、小さな心配りによって患者さんやそのご家族に対する待遇が向上することになり、職員一人一人に対する信頼につながるものであります。また、患者さんの医療に対する期待感が高ければ高いほど、来院した際に経験する医療に対して不満を抱くこともあることから、そのような不満を少しでも和らげることができるよう、多忙な業務の中にあっても実践できる待遇を日ごろから身につけておくことが必要であるところです。

こうしたことを踏まえまして、当院においては職員全体への待遇研修を初め、新入職員や受付スタッフへの待遇研修を実施してきたところであります。特に受付スタッフに関しては、待遇強化月間を設けるなど、待遇向上に取り組んできているところであります。また、患者さんやそのご家族等のご意見、ご要望に耳を傾けることは病院を運営する上で重要であることから、平成24年度から外来患者さんを対象にしたアンケート調査、患者満足度調査を実施してきております。この調査の結果では、医師及び看護師に対して患者さんの約9割が非常に満足、または満足との評価を継続していただいております。さらに、利用者からのご意見等を収集する手段の一つとして設置した「ご意見箱」に投書された接遇に対する苦情件数については、平成24年度以降は減少傾向にあることに対し、お褒め

の言葉については年々増加しているところであります。これらは、当院の接遇に対するこれまでの取り組みが一定程度有効に機能しているものであると考えております。しかしながら、患者満足度調査では、少数ではありますが、不満、やや不満とされている方がいることや、ご意見箱においても職員の接遇に対する改善要望があることなどについては真摯に受けとめるとともに、患者さん対応を含む当院の病院理念、基本方針に沿って、今後とも職員の接遇の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 私から大きな2と3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2の小中学校における課外活動についてご答弁申し上げます。小中学校における主な課外活動につきましては、児童会、生徒会活動や部活動、器楽クラブ等、放課後等に行われる活動であり、学習指導要領に基づく教育課程のほかに、希望する児童生徒が行うことができる学校が主体となった教育活動であります。その中で、中学校における部活動につきましては、現行の学習指導要領において「学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること」となっていることから、教育課程において学習したことを踏まえるとともに、各学校の教育目標の達成を目指し、学校長の管理のもと教諭等の指導により進められる教育活動として、外部指導者等の協力を得る際にも十分な理解を得ながら学校経営方針に基づく指導を行う必要があります。近年少子化等による学校を取り巻く状況の変化の中で、学校における部活動だけで生徒が求める活動の場を提供することが難しくなるとともに、より高い水準で活動したい生徒や技能を身につけることにこだわらず、単にその活動に親しみたい生徒等、学校における部活動は生徒の多様なニーズ全てに対応する必要がありますが、現在、部活動に外部指導者等を積極的に活用する状況には至っておりません。このことは中学校の部活動に限らず、小学校における課外活動においても同様な状況にあります。

各学校が主体となって行う課外活動におきましては、学校によって選べる課外活動に差があったり、課外活動の場がなかったりという現状もある中で、可能な限り多様なニーズに対応しているところでありますが、児童生徒がより幅広く活動できるよう、課外活動という形態ではないものの、地域の人々や社会教育関係団体の協力による市内の取り組みも行われているところであります。具体的に申し上げますと、社会教育の分野におきましては市内全域の子供を対象に、自然体験活動として子どもセンター協議会や市内の指導者とともにジャリン子自然体験活動の実施、百人一首の普及に当たっては百人一首サポーターや実行委員会の協力を得て事業を実施するなど、社会教育関係団体を初め、多くの団体、ボランティアの方などと協力をしながら事業に取り組んでいるところであります。また、スポーツや芸術の分野におきましても、学校単位ではなく、専門的な指導者のもと子供たちが活動しているスポーツ少年団が市内に7団体、市内の小学生が楽器に触れることがで

きる「キッズ・ジャズスクール」もあり、教育委員会といたしましてもこれを支援しているところであります。

以上申し上げましたが、基本的に学校が主体となって行う課外活動並びに家庭、地域、市民が主体となって行う教育活動は、いずれも心身の成長の過程にある小中学生にとって体力や感受性、他者を尊重する精神、公正さと規律をととうぶ態度や克服心を養い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を与え、生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となり得るものでありますので、学校、家庭、地域が協働する中で、さらに充実が図られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな3の砂川高校の魅力を高める取り組みについてご答弁申し上げます。砂川高校につきましては、自身の興味、関心や進路希望に応じた時間割りを作成し、一人一人の進路希望を実現する普通科単位制高校の特色を生かし、魅力ある学校づくりに取り組んでいるところであり、学校説明会、中学生体験入学の実施のほか、中空知管内の各中学校に対し、砂川高校地域新聞、学校パンフレットを持参し、中学校卒業生を同行させるなど、学校の実態や魅力の説明に力を注いでいるところであります。教育委員会といたしましては、砂川高校の魅力を高める取り組みにつきまして学校と協議を重ね、平成25年度より砂川高校地域新聞を広報すながわに折り込んで配布し、生徒の活動内容を初め、卒業生の現状など、広く砂川市民の皆様には砂川高校の魅力を発信するとともに、学力向上の観点から大手予備校を活用したサテライト授業の実施に伴う経費を助成しているところであり、砂川高校と連携を図りながら魅力づくりを進めているところであります。

ご質問いただきました砂川高校へ進学を希望する市内中学生のスポーツや学力成績優秀者に対する助成についてであります。中学生時代の成績、評価に対して報奨的意味合いで助成を行うことが砂川高校の魅力を高めることにつながるのか、その判断は非常に難しいところであり、現在教育委員会として検討には至っていない状況であります。教育委員会といたしましては、現在行っております支援、協力を継続していくとともに、今後におきましても砂川高校の魅力ある学校づくりに対しまして、砂川高校と連携、協議を行いながら引き続き必要な支援を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次質問してまいります。

まず、1点目の医療従事者の接遇についてということなのですが、本当に提供する側のそれぞれの個性であったり、個人差というものも当然あると思いますし、またそれを受け取る側の患者さんのそれぞれ個性がありますので、どの瞬間に印象が悪くとられてしまうのかというのは非常に難しいのかなというのは本当によくわかります。ただ、これまでずっと、24年度以降アンケートを通じながら取り組むことによって一定の改善はさ

れているのかなというふうには思うわけなのですが、それでも我々のほうにこんなことがあった、あんなことがあったというような話がやっぱり来るというのは非常に残念なことでもあるし、不安に思う部分でもあるという感じなのですよね。今回も質問内容が出てからわざわざ連絡をいただいたりとか、私が思っていた以上にそういうふうにいる方がひょっとしたら潜在的にいるのではないかなという懸念をしているところではございます。

今の医療サービスに対するそれぞれの評価というか、何を基準にその人がよかったか悪かったかということ判断するのかなということを見ると、今民間の医療機関なんかはもっと小規模ではありながら本当に数多くの研修やセミナー等、外部講師を招いて接遇、マナーについての検討会、研修会等を開催しているような状況がありますので、そういった意味ではそういったところがどんどん、どんどんサービスが、ひょっとしたらサービス過多な部分まで来ているのではないかなと思えるほどサービスが充実してきてしまっているのではないかなと。そういうところを一度受診すると、それが当たり前になってしまうとそれ以外の部分、そうされなかった部分に対して不満を抱いたり、比べてよくないという評価をしたりとか、そういう現象がどうしても起きているのかなというふうには思います。あとは、働いているスタッフの方たちが、患者さんはいろんなところでいろんなサービスの違いというものをどんどん、どんどん感じていく中で、スタッフの方たちというのが今ほかのところと比べて自分たちはどれぐらいのサービスを提供できているのかなというのを知る機会というのが非常に少ないのではないかなというふうに思うのです。それは、それぞれスタッフの方も病気になったり、いろいろほかの病院に行く機会があれば、その中で私たちとちょっと違うなと思う瞬間というのがあるのかもしれないのですが、その辺の外の要因ですとか、接遇、マナーがいいと思われるような場所への研修ですとか交流ですとか、そういったことをする機会というのは、現状としてはどのような状況にあるのか教えていただけますでしょうか。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 数多くご指摘というか、これまでの経緯も含めてお話をいただきまして、特に医療スタッフというか医療従事者、この方々の接遇といった面、外の外部講師を呼んで、特に民間の、それも著名な病院の当時は副院長兼看護部長である方をお呼びしたり、さらには民間の代表者を呼んで接遇研修を行ったり、そういったことで外部の講師を取り入れた研修もこれまでは行ってきた経緯もございます。それとあわせて交流というお話がございましたが、そのもの自体の、接遇に関してだけの交流というのではなくて、幅広く医療スタッフにつきましては各種の研修を受講させていると。その中でおのおのの病院が今抱えている課題であるとか悩み事であるとかといったことをそういった研修の場の中で種々情報交換等を行った中で、1つはこういった接遇の問題についても話し合っている機会があろうかというふうには考えております。今いろいろお話もござ

いましたが、特に医療従事者に関していえば、各部門のプロフェッショナルといったことからしますと、やはりその職種ごとに独立性が高いのかなというのは、私も病院に来てから非常にその辺は痛切に感じております。そういった中で、特にこういった独立性が高いがゆえに、それぞれが担当する領域というのを非常に尊重し合うというか、そういった傾向が強いのは事実でございます。そういったことからすれば、患者さんやそのご家族に対する接遇ではなくて、1つは組織全体のコミュニケーションの形成というか、そういったことなども含めて組織全体でそういった風土を向上させていく取り組みが今後必要ではないのかなと、今現在は考えているところでございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 やっぱり違いに気づくというのは非常に大事なことだと思うのです。もちろん、いろんな気づき方というのはあるとは思いますが、患者さんは自分たちにどんなものと比べてそういう話をしてくるのかということに気づく瞬間がないことには、我々一生懸命やっているから、これで気に入ってもらえないのだったらしようがないみたいな、そこまで思わなくても、自分たちが目指す場所というか、そういうビジョンが明確にされているか、されていないかで改善の仕方も変わってくると思うのです。医療の現場でここまでするのというような気づきとか、そういう学びがないとなかなかそっちの方向に行くのは難しいのかなと。知ることさえできれば、そこから先はやるかやらないかの話になってくるわけで、知らないものに関してはやっぱりできないと思うのですよね。そういう意味で、医療に関してのマナー講習というのは調べると物すごくいっぱいいろんなところがやっているのです。うちなんかもJALの元スチュワーデスさんと呼んで、接遇とか話し方とか、おじぎする姿勢だとか心構えだとか、そういったことを研修した経緯はあるのですけれども、今ANAでもありますし、例えばディズニーで働いていた方がディズニーのおもてなしの精神、それを医療の現場へというような形でのものもありますし、調べれば幾らでも出てくるのだなという感じはします。ただ、それも講師としてやっていただくのは現場として今のスキルをどのようにアップするかということになると思うのですけれども、外を知るということをあわせてやっていく必要があるのかなというふうに思います。

あと、アンケートについてなのですが、今院内に来ていただいている方にいろんなアンケートをとって、9割方満足をいただいている。これは、本当にこれまでの努力の成果であったりとか、その現状の中で満足してくれている人がそれだけいるということになると思うのです。だけれども、過去に嫌な思いをしたとか嫌な経験をしたという人が、もう既に市立病院から病院離れをしている可能性というのもやはりあると思うのです。そういった方たちにもう一度チャンスをいただく機会ですとか、そのときに何があったのかというのを調査する必要があるのかなというのを感じるのです。一度嫌われるというか、二度と行くかと思われてしまうと本当に来ないので、その人たちからアンケートを回収す

ることが、もう病院に来ないわけですから、できないですね。潜在的にやはりそっこのほうが不満を抱いている方というのは多いのではないかなという気がするので、これはやるか、できるかはわからないのですけれども、市民全体に向かって砂川市立病院の印象を聞いてみるですとか、砂川市立病院に期待することですとか、そんなような形のことをアンケートとかパブリックコメントですとか、そういうものを活用しながら広く意見を求めて今後に生かしていく。市立病院はどんどん、どんどん改善されていっているのですよ、向上していっているのですよという発信するいい機会にもなるかと思しますので、できるのであればそのようなことを考えていただけるおつもりはありませんでしょうか。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 アンケート調査につきましては、先ほど1回目のご答弁で申し上げたとおりの結果でございまして、やはり多くの方が満足、やや満足と。ただ、後段で申し上げたとおり、少ないながらもまだ不満であるとかやや不満ということで、これは明確に表示されているといったことがまずあるということは、これは本当に真摯に受けとめて、今後これらもやはり数を少なくしていく努力が必要というふうに考えておりますし、しからばその手法といったもので、どういった手法でこれらをより改善策に結びつけていくのかといったこと、それとそういった中では今議員さんのほうからお話のあった市民全体にアンケート、例えばパブリックコメントなどもやってはいかがかと。やはり潜在的に病院に来た際以外でもそういったご意見をお持ちの方もいるのかもしれないといったこともあろうかと思えます。この場ですぐ、市民全体のみならず地域全体でアンケートといった方法がいいのか、はたまたパブリックコメントがよろしいのか、それらについては院内でもこの後、このアンケート結果を受けて、さてどうするのだといったものを考えなければならぬ。アンケートをやっただけでは意味がもちろんないわけですから、こういったことでこのアンケート結果をもって次回どうするのかといったことを今後院内の中で十分検討させていただき、その中の一つとして検討させていただきたい。そのように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 我々も小さいながらに日々そういったことと向き合いながら、一日一日よくなっていくためにはどうしたらいいかということで取り組んでいる部分はあるのですけれども、その手法の一端として、もちろん外部の講師であったり外の現場を知る、そういう機会も当然必要で、イメージづくりをさせるということがまず一つ。それに比べて自分はどうか、何が足りていないのかということを考えさせる手法としてその日の目標、もちろん朝礼ですね。その中でその日の目標、その日の改善、そういったものを発表する場、そしてその月の目標、そしてその年の目標、それぞれスタッフ一人一人にそういったことを考える機会というのを持っていて、その中でそれぞれのペースに合わせた向上心を持って日々過ごしてもらおうような取り組みというものをやっているわけなので

すが、それが本当に正解かということは、これは結果でしかわからないので、誰かが評価できるものでありませんけれども、そういった手法も考えてみてもよろしいのではないかというふうに思いますし、せっかく病院のいい基本方針ですとか職員モットーですとか、ホームページを開くといろいろ出てくるのですけれども、そういったところを今現在従事されている方でどれぐらいの方がそれを頭に置きながら日々仕事をされているのかというのが見えない部分ではあるとは思うのですけれども、そのあたりも徹底していきながら、毎日当たり前になることは、なれも余りよくないのですけれども、そういう取り組みを一つ一つやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

今張られてある一言患者様からのご意見箱みたいところに、すごく心温まる病棟で一人の患者様に対して対応している姿であるとか、それに対する患者様からのすごく感謝の言葉ですとか、そういったものも本当に数多く拝見させていただいておりますし、病院が人手不足なのか、やはり患者様が集中したとき人というのはどうしても余裕がなくなったり、その瞬間に出た言葉の一つですとか、そういったものが後々にこういう苦情やクレームといった形で返ってきてしまうのか、個人差によって出てきてしまっているものなのかはわかりませんが、今張られてあるテレビの話もそうなのですけれども、説明をしたつもりだったけれども、患者様は説明を受けていなかった、受けた記憶がない、そのようなことで対応に対して非常に不満を持っていらっしゃるというようなコメントが今張り出されておりましたけれども、それぞれやっただけですとか、できていたつもり、そのあたりの本当にささいな一瞬一瞬のミスだったのかなというような気もしますし、やっぱり意識を高く持って、本当に一つ一つ丁寧にやって、今は当たり前のレベルというのがすごく上がっているような気がするのです。それよりもちょっとでも不備があったときにはすぐ苦情やクレームとなって、ひいては病院全体としての評価につながってしまったりですとか、そんなような現状があるのかなというふうに思いますので、全体を通して何かあれば最後にご意見を、今後の方針というか、方策というか、あればお聞かせ願いたいというふうに思うのですけれども。

○議長 東 英男君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 議員さんからお話のございました病院理念、さらには基本方針、職員のモットー、こういったものはやはり大切な事柄、特に組織は人なりですか、そしてまた組織は理念なりといった中では、その理念というものが職員の共通の価値観であり、また行動指針となるものであるのかなというふうには、常日ごろ事業管理者並びに院長も言っているところのございますし、そうした中では、今後の目標といったことをございましたが、その日の目標、さらには月の目標、そして年の目標、1つにはそういったことも含めて今後考えていかなければならない課題の一つといった認識を持って、実はこれから検討を始めているといったことがまず一つございます。

それと、来年度でございますが、病院機能評価をまた受審すると。この病院機能評価で

ございますが、病院が組織的に医療を提供するための基本的な活動が適切に実施されているのかといったことなどが評価されるものでございます。こういったことから、職員全員が一丸となって継続した質の改善活動、こういったことが推し進められているといったことが評価されるものでございますので、来年受審に向けまして、せんだってキックオフ会議を行ったと。そういったことも一つの契機といたしまして、改めてこの接遇についても今後病院サイドで職員全員に行き渡るようなことで進めてまいりたいというふうに思います。まだ全てこの不満であるとか、ご意見箱に投書されるようなものがなくなるというのはやはり非常に難しい問題というか、非常に難しい課題であるなというふうには思いますが、やはりより少なく、そういったものがないように、そしてまた冒頭にございました医療のまち砂川ということで、市民に安心を持って当院にお越しいただけるような職員の気質というか、もっとも接遇で医療従事者は医療についていえば強者、強い者というふうになります。片や来院される患者さん、ご家族というのは弱者というのはちょっと言葉遣いが悪いかもしれませんが、やはり弱いという立場に置かれていると。職員一人一人がそういったことをしっかり、改めてそういったことを理解の上で患者さん、さらにはご家族に接していくといった気持ちを持って、今後病院事業を進めてまいるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ぜひ本当にみんなで一丸となって、市民から安心と信頼されるような病院づくりを目指して今後とも取り組んでいただければというふうに思っております。

それでは、次の小中学校における課外活動についてということでご質問させていただきますけれども、大分自分たちのころから比べたらやっぱり子供の数は減ったなという印象はありますし、現状の部活動の数を聞いてもやっぱり少なくなったなという気はするのです。ただ、一方で、いろんな課外活動以外の民間のチームですとかサークルですとか文化活動ですとか、そういったものも昔よりふえてきたなという印象も確かにあるのです。ただ、団体競技とかになってしまうと一つの学校単位ではなかなか厳しい現状があるのと、中体連などは特に学校に関して単一でなければいけないということではないらしいので、砂川に2校の中学校がありますので、そういった生徒たちを、例えばサッカー部がないならサッカー部を2つの学校で統合して、やりたい子はやれるような環境づくりをする。やるやらないは別としても、そういうような環境づくり、広く選択をする自由を、機会を創出していく必要があるのかな。もっともっとこれから生徒が少なくなることを想定すると、そういうものが野球であったりバスケットであったりバレーであったり、いろんな音楽の活動であったりと、やっぱりそういったところもそういうような手法が必要になってくるのではないかなというふうに思うのですけれども、現状そのあたりの認識についてどう思われているのか教えていただけますでしょうか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 ご指摘いただきましたとおり、中学校の部活動ということでありまして、砂中で9つ、石中で5つの部活動が現在実施されております。ただ、ご指摘にもありましたけれども、だんだん生徒数が少なくなっているというようなことを勘案して、学校規模というような観点から見ますと、決して部活動は少ないという状況にはないというふうに押さえてございます。ただ、あとご指摘いただきましたとおり、中体連におきましては少ない生徒さん同士の部活動は合同チームがつかれるということでありまして、そういう面の活用もあろうかと思えますし、ただそれは必ずしも日常的に一つの部活動としてできるということとは若干違うという面はちょっとお話を申し上げたいと思えますけれども、これからも、例えば砂川中学校の演劇部などはゆうと共同して部外の指導も受けながら活躍しているという状況にもありますので、そういう観点からもますます市内中学校あるいは小学校における課外活動も活発になるように市教委としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 あと、昔であれば学校の先生は近隣に住んでいただいていたという状況があるのかなと思うのですけれども、今は地方から通っていらっしゃる先生が多くいらっしゃるということで、電車の時間までに帰らなければいけないですとか、それから夏休み、冬休み、遠いからというのが理由ではないという話であるのですけれども、家庭の事情等により顧問の先生に部活動に来ていただけないというような現状があるというふうに聞いているのですけれども、ただ現場としては副顧問であるとか、そういった人員配置等含めて、練習する機会ですとかそういう部分については確保しているというような話なのですけれども、全ての先生が優秀な指導者というわけではないのかもしれないのですけれども、やっぱり一番頭に立ってやっていらっしゃる方がそういったときにいらっしゃるというのは、副顧問の先生はどっちかという引率みたいな形で、何かを指導することではないのかもしれないですし、そのあたりの現状を何とか改善できないものかということで、先ほど申し上げたように、例えば市民の中でそういったものに関して詳しい方がいらっしゃるですとか、そういった人たち等、常にびっしりやるとかということではなくて、出れないときとか来れないときって先生にも事情があると思うのです。そういったときに任せられるような人ですとか、そういったものを親御さんの中にもこの人にやってもらった方がいいのではないかとか、現に過去のにもお子様が例えばやっていらっしゃるその親がもともとそういう指導に詳しくったという人とかが練習とかに参加してくれていた実情はあるようなので、そういった意味で門戸は閉じているわけではないですよというお話なのですけれども、もうちょっとそのあたりのところの現状を把握して、足りるのか足りていないのか、まちの中でそういった人がいるのかいないのか、そういったことを考えていってあげてほしいなというふうには思うのですけれども、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 ご指摘いただきましたとおり、個々の先生の事情によってはなかなか指導に來れない場合もあるというお話は聞いてございます。ただ、基本的に中学校の部活動は複数の指導体制、顧問体制で行っておりますので、そういう場合につきましても基本的には生徒の指導に支障がないというふうには聞いてございますけれども、今ほどご指摘いただいたとおり、その場合の部外指導者の活用という面も含めて、よく学校から事情も聞いて対応してまいりたいというふうを考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 よく聞くのが自分の子供が学校卒業した後、もうかかわってもらえないですとか、本当にそういうような現状もあるので、あとは学校の方針のもとやられている部活動ということなので、そういったものを理解していただいた上で参加してもらえるのかどうなのか、いろんな課題はあるとは思いますが、またさらには、私なんかもそうですけれども、中学時代の学校の先生といまだにつき合いがあるというか、部活動、課外活動、長い時間一緒に、ともに過ごしていることによって本当にきずなが生まれて、その後の人生に大きな影響を与えていただいていると私は思っていますし、そういうことを考えると、やっぱり一番は学校の先生に親身になって指導していただけるのが一番いいのかなというふうには思うのですが、それぞれ実情と今大分時代が変わってきていますので、そのあたりそういったものも含めて、それが学校の先生でなくても、地域の人であっても、そういう人間形成の部分ですとか、そういった部分についても大きな影響力を持つ指導者ということになるかと思っておりますので、そのあたりこれからも検討していい環境づくりをしてあげていただきたいなというふうに思います。

最後に、実情としてそごうのかどうかわかりませんが、部活動のかけ持ちとか、そういったことも今原則どうなっているのかわからないのですが、1つの活動だけではなくて、例えば2つぐらいまでならやれるという子が、小学生なんかは現にいろんな活動をかけ持ちながらいろんな大会、いろんな文化活動、いろんなものに参加しているのかなという気はしますので、人数が少なくなった対応策としてそういったこともあっていいのかなというふうには今後思いますので、そのあたりできますよということをわかっていれば選ぶのかもしれないし、できるということをわかっていなければ1つしか入れないのかなと思ってしまうのかもしれないし、そのあたりもやれる範囲の中でやれることであるのかなというふうには思いますので、検討していただければというふうに思います。

あとは、サポート体制の一つの提案というか、スポーツ指導員とか、そういった方を必要なときに派遣したり配置したりするような形でいろんな学校で指導してもらったりですとか、例えば地域おこし協力隊なんかでそういった方を、特化したような方をもし募集してもらええるようなことがあれば、そういった方にいろんな学校を回ってもらって見ていただいたりとか、そういうような外部からサポート的な役割の人を招聘するような考え

というか、そういったものが基本的にあるのかなのか教えていただけますでしょうか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 市教委といたしましては、学校支援地域本部事業ということに取り組んでおりまして、芸術、文化、スポーツ等の指導できる地域の人材を把握し、学校の要望に応じて派遣することを事業として取り組んでおります。そのような人材の把握にも日々取り組んでおりますし、そういう要望があれば直ちに派遣できるようなことをしております。今ほどお話ありました地域おこし協力隊ということにつきましては、現状では直ちにその活用ということは考えてございませんけれども、教育全体の中で活用できるかどうかという点につきましては、今後研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今の2番目の質問に関して全体的に教育長のほうからもし何かあれば、お伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 課外活動の件に関する一般質問でありますけれども、ただいま議員さんからの考え方、そして私ども教育委員会としての考え方、ほぼ同じでないかなという気持ちです。というのは、やはり子供たちの教育活動の一環として課外活動をよりどういうふうに充実させるのかと。それが現状なかなか学校規模等の事情から難しい面がある。そういった意味では、地域あるいは応援してくれる方々の協力も得ながら、子供たちが充実した課外活動ができるような環境をつくっていかうと、そういう考え方でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、3つ目の質問に行きたいと思います。

砂川高校の魅力を高める取り組みについてということでご質問させていただいておりますけれども、これまでもいろんな場面を通じて何とか砂川高校をもうちょっと盛り上げていく方法というのはないのかなということで、選択授業を生かすためにも、もうちょっと職業を知る機会を与えてはどうかとか、いろんな部分でご質問等をさせていただいてきているわけなのですが、一市民の中から、もっともっと砂川高校にエリートを送りこまなきゃだめだよというようなお話がありまして、その手法として一見ちょっと乱暴なあれかなとは思ったのですが、要は一つのきっかけづくりをできないものかということなのです。砂川高校にたくさん優秀な子が入っていただくというのは、その学校の魅力向上につながりますし、それが、その生徒たちが残した結果、足跡というのがその後の学校に向かう子供たちの道筋になるのかなというふうなこともありますので、手法は別として、今回これもそういったものがあればそれぞれ機会、こういう助成なり奨励金なり例えば学費の免除なり、高校に入ってからでも構わないですけれども、そういったものも通じながら何かそういうものがあれば、一つ砂川高校目指してみようかなと思うきっかけになるので

はないか。その機会は全ての生徒に公平にあるわけで、その中で努力するかしないかという問題になってきますので、あながちめっちゃくちゃではないのかなというふうには思うのですけれども、何かこういう、現在今取り組まれているというのがあるのはわかるのですけれども、何かこのようなことを通じて少しでも砂川高校にちょっと目を向けてもらえるような、現在の取り組みとしてはどのようなことになるのでしょうか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 今現在の取り組みということでありますと、1回目のご答弁で申し上げたとおりの内容となっておりまして。ただ、砂川高校とは継続的にいろいろ協議をさせていただいておりますので、今後に向けましても学校と協議する中で、また別の取り組みあるいは別の観点からの支援というふうなことにつきましても、今後砂川高校と協議しながら実施をしてまいりたいというふうを考えております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ごめんなさい。ちょっと聞きたいことが間違えていました。現在の中学校にも本当にいろんな高校からスカウトの方が来たりとかして、あの子とちょっと面接、面談したいのだけれどもというのが、もう現段階で来ているそうなのですが、砂川高校と砂川中学校の間にそのようなことというのは現在あるのでしょうか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 砂川高校から直接スカウトというような形での活動というのは聞いてございませんけれども、当然学校としても近いということもありますので、砂川高校と砂川中学校、石山中学校とも、先生同士のレベルも含めていろいろ協議の場を持っているというふうに聞いてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 過去のことは、当時は砂川北高校になろうかと思っておりますけれども、全道、全国から、スカウティングによって多数の子供たちが外から砂川北高校に来ていたというのが現実としてあったと思うのです。それというのは、何かやってはいけないとか、そういうことというのはあるのでしょうか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 基本的にそのようなことが禁止されているということはないと思いますし、現実には例えば市内で行われる各種の大会に高校の先輩になる方が見に来て声かけるといったようなことはあるやに聞いております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 本当に大会等でその場で名刺を渡されたですとか、いろんな現状があって、ひょっとしたら砂川から貴重な人材が砂川高校ではなく、地方の名門校なのか、そういうしっかりやっているところに行っているのかなという気はするのですよね。砂川高校としても、やっぱり一番近くて、そして貴重な砂川の人材ですし、この砂川高校の魅力

を高めてもらう原石になるのかなと思いますので、そのあたりのスカウトという言い方が正しいかわからないのですが、高校からもそのようなアプローチがあってもいいのではないかなというふうには思いますので、そのあたりどういう形になるかわかりませんが、もう少し積極的にいい生徒を集めるというようなことがあってもいいのではないかなというふうには思いますので、そのあたりのことについて取り組んでいただきたいというふうには思います。手法がまだまだちょっと私のほうでも精査し切れていない部分というのは確かにあるのですが、魅力って、さっきの助成なんかでいうと、これは子供たちに対する魅力ではないのかなというふうな気がしますので、子供たちの視線で魅力って何かと考えたときに、そのあたりのことをもうちょっと生徒たちの生の声の中から見出したりとか、そのようなことを通じて子供たちにとってどういった進学先というのが魅力的なのかというのを把握する必要性というのが今後の対策にすごく生きてくるのではないかなというふうには思うのです。現状として恐らく、我々で考えると経済的なことですか、市として何ができるのかみたいなことで考えてしまうのですが、実際子供たちの求めるものというのはやっぱり子供たちにしかわからない部分があると思いますので、そのあたり手法はいろいろあると思いますけれども、子供たちから進路先に求めるものというものを少し調査するような、そういったお考えというのはございませんでしょうか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 子供たちの考え方を把握するということでございますけれども、砂川高校におきましては体験入学の際に子供さんへのアンケート、親御さん、それから引率の教員の方へのアンケートなどを実施しております。3年前ですか、砂川高校におきましてちょっと詳細なアンケートをとった経過がございます。その中で、中学3年生に対しまして高校を選ぶ際に何を基準に考えるのかというアンケート項目がございました。その中で一番多かったのは、自分の学力に見合った高校かどうかというのが1番、それから2番目は家から近いかどうかというようなことが上位に入っておりました。砂川高校を受験しようと思っておられるお子さんの中には、例えば進学ですとか就職というようなことを目指して入ろうとするお子さんが少なかったという現状がございます。そういう観点からも、学校と協議する中でサテライト授業、学力アップを図ろうというようなことにも取り組んでおりましたけれども、今後におきましても十分そういう子供の考え方の把握にも砂川高校と協力しながら把握に努めまして、今後の支援策につきましても協議してまいりたいと考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 最後ですけれども、1つご提案として、砂川高校で課外授業などで資格をたくさん取れるという特色をつくるのではないかなと思うのです。今通信教育などでたくさんの資格取れますし、そういったものを誰かが見ていただいている中で、そ

ういったものをどんどん、どんどん高校3年間で資格をたくさん取っていく。資格を取れるというのは、本当に魅力な部分があると思いますので、そういった部分の取り組みというのやってみたらおもしろいのではないかなんていうふうに思いまして、そのあたり砂川高校と協議していただきまして、今後砂川高校がより魅力的になって、砂川市内の子供たちが砂川市内に残って、砂川のことを愛する子供たちがこれからのまちづくりをしていっていただければなというふうに思いますので、どうぞ取り組みのほうよろしくお願いを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、大きな項目で3点についてご質問をいたします。

まず、第1点目に低所得者世帯への生活支援特別対策について質問をいたします。今市民の生活は、かつてない苦境に陥っています。4月から消費税8%への増税、11月からは電気料金の連続大幅引き上げ、円安による灯油、燃油や食料品等の高騰は三重苦となり、市民に襲いかかっております。その上、実質賃金の連続低下と年金の削減、商店の売り上げの低迷、生産者米価の暴落などにより、市民の生活も中小企業者や農家の経営も困難に直面しております。本格的な冬を迎えるに当たり、市民生活の実態を調査し、大幅に増額される見込みの、道の地域づくり総合交付金などを活用して、低所得者世帯への生活支援特別対策を講じるお考えはないかお伺いをいたします。

大きな2つ目にごみの不法投棄の現状と対策強化について質問いたします。ごみの不法投棄対策については、巡回パトロール、啓発看板の設置、監視カメラ設置などに取り組んでおられるようですが、ごみの不法投棄は減っていないように思われますので、現状と対策強化についてお伺いをいたします。

最後に、3点目として若手ハンターの育成と支援対策についてご質問をいたします。道内のハンターの高齢化が進み、1978年に比べて半数以下に減少していると言われております。一方、道内の農作物の被害は10年前に比べ倍増し、その9割以上がエゾシカによるものだと言われております。市内でもエゾシカが増加し、農作物被害がふえているように思われますので、市内のハンターの推移と現状、若手ハンター育成の支援対策について質問をいたします。

以上で初回の質問といたします。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から大きな1と2についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の低所得者世帯への生活支援特別対策についてご答弁申し上げます。砂川市における経済情勢につきましては、円安等の影響による灯油価格等の上昇や本年4月から消費税率が引き上げられたことにより、厳しい市民生活を余儀なくされているものと認識しているところであります。このことから、本市ではこれらの影響を大きく受ける低所得者に対し生活経費の一部を助成し、福祉の向上及び市内経済の発展に寄与することを目的とした緊急対策の新規事業として、1人3,000円分の商品券を交付する「砂川市まごころ商品券発行事業」を本年7月10日より12月末までを実施期間として行っているところであります。この砂川市まごころ商品券につきましては、灯油はもとより日用品関係や食料品、衣料品関係など多種多様な販売店の参加が得られており、幅広く利用できることで低所得者対策のみならず経済対策への効果も図られているものと考えているところであります。ご質問のありました北海道の地域づくり総合交付金などを活用した低所得者世帯への生活支援特別対策を講ずる考えについてであります。この地域づくり総合交付金につきましては、高齢者等の冬の生活支援事業として市町村の人口規模に応じて交付金の限度額が定められているものであります。平成26年11月18日の要綱改正により、今年度に限り限度額が1.5倍に引き上げられ、砂川市においては交付金の限度額が60万円から90万円へ増額となったところであります。今年度におきましては、この「砂川市まごころ商品券発行事業」の事業費の一部について地域づくり総合交付金を活用できる見込みとなっており、既に交付申請の手続を進めているところであります。

続きまして、大きな2のごみの不法投棄の現状と対策強化についてご答弁申し上げます。初めに、市内における不法投棄の現状について申し上げます。不法投棄は、ここ10年間の推移で見ますと、平成16年度の回収量は16.9トンであり、以降減少を続け、平成22年度には1.91トンとなりましたが、平成23年度は2.7トン、平成24年度は4.7トン、平成25年度は5.2トンとなり、ここ数年は増加している状況であります。平成25年度の不法投棄の内訳は紙類、衣類、弁当箱などの燃やせるごみが0.2トン、自転車、タイヤ、炊飯器、電子レンジなどの燃やせないごみが3トン、家電リサイクル法の対象機器であるテレビ、冷蔵庫、洗濯機が2トンの合計5.2トンであり、タイヤや炊飯器、電子レンジなどの燃やせないごみと、大型テレビ、大型冷蔵庫がふえたことが主な要因であります。これらの不法投棄されたごみは市が適正に処理しておりますが、従来はごみの中に本人を特定できるものもあり、特定できたものについては警察に通報しておりましたが、ここ数年は投棄者の特定が困難な状況であります。また、投棄場所は山林、河川敷、高速道路の側道など比較的交通量が少ない人の目に触れにくい場所で、一つの場所に大量に投棄しているケースもありますが、少量で投棄場所が点在している現状でもあります。対策としまして、市の嘱託職員である環境衛生業務員による監視パトロールのほか、啓発看板及び監視カメラの設置、また、広報すながわによる周知や砂川市衛生組合と連携

して不法投棄防止の啓発に努めているところであり、また不法投棄が増加していることから、特定の路線に点在して不法投棄されている箇所には監視カメラの設置に加え、「不法投棄監視路線」と表示した看板を数カ所にわたり設置するとともに、砂川警察署と連携したパトロールの強化をしているところでもあります。このような不法投棄の状況は空知管内においても同様であり、空知総合振興局の担当者を初め、各市町の担当者、警察等関係機関が協議をしておりますが、今後におきましても不法投棄を少しでも抑制するため、連携を一層密にするとともに、監視カメラの増設を含めた対応策について取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 大きな3、若手ハンターの育成と支援対策についてご答弁申し上げます。

初めに、市内のハンターの推移と現状についてであります。市内の銃猟免許所持者数は昭和50年で67名、昭和57年で62名、平成12年で42名、平成25年現在31名となっております。この平成25年の31名の年齢構成は40歳代5名、50歳代2名、60歳代14名、70歳代9名、80歳代1名、平均年齢は64歳と高齢化が進んでいる一方、猟銃による事件、事故の発生を契機とした銃所持に対する社会的イメージの悪化や規制の強化、趣味、娯楽の多様化などから、新たに狩猟免許を取得する人が減少している状況にあります。

次に、若手ハンター育成の支援対策であります。現在、有害鳥獣対策連絡協議会におきまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金及び市の補助金を活用しての狩猟免許取得予備講習の講習料の全額補助や捕獲技術講習会の実施、市の単独事業であります「砂川市狩猟免許取得補助金」による狩猟免許試験手数料の全額補助などによりハンター育成のための支援を実施しております。これらの支援により、平成23年度3名、平成24年度4名、平成25年度1名がわな猟免許を取得しており、本年度は1名が銃猟免許試験の受験を予定しております。今後のさらなる対策といたしまして、砂川市及び空知総合振興局の共催によります狩猟免許取得講習会の開催を検討してまいりたいと考えております。この講習会は、野生鳥獣の生息状況や被害状況、鳥獣保護法の解説や狩猟免許試験の受験方法、銃器やわなの取り扱いについての講習を行うもので、野生鳥獣により深刻な被害をこうむっている多くの農業者や農業関係団体等に参加いただき、実施していきたいと考えております。特に農協青年部にも参加の呼びかけをし、若者の狩猟免許取得のきっかけづくりができればと考えているところでもあります。また、狩猟の魅力や社会的役割、安全な狩猟方法等を紹介し、狩猟者の担い手となるきっかけを提供する狩猟フォーラムが北海道の主催により毎年開催されております。これら狩猟に関するイベントの開催について情報提供等を図り、狩猟免許取得のきっかけづくりをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の低所得者の生活支援特別対策についてであります。私も昨年この議会で低所得者の福祉灯油の実施についてご質問をいたしましたところ、福祉灯油は実施できないが、別の形で生活支援対策を考えたいということでご答弁をいただきまして、今年度、今ご答弁ありましたまごころ商品券が実施されて、対象の市民からは大変喜ばれております。1つは、まごころ商品券の申請期限が12月30日というふうになっておりますが、それで使用期限が12月31日と、ことしじゅうに使わなければならないというふうになっているのですが、現段階で私たちが地域でいろんなことを聞きますと、これは非課税世帯の方に支給されているようではありますが、地域では誰が非課税世帯かということは個人情報でよくわかりませんので、私のところはもらったけれども、私のところは来ないとか何とかいろいろなお話があるのですが、これは私自身もそれに対してどうと答えられない状況があるのです。ですから、市役所に聞いてくださいとしかお話しはできないのですが、現段階で対象者に対して申請された方というのは何%ぐらいになるのか、まずお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 まず、対象者に対して申請に来られた方ということなのですが、こちらのほう、実は7月の時点で市民税が非課税と思われる方については通知をして、そのと思われる方のところについては、このまごころ商品券の関係の説明も入れてはいるのですが、実際にそれをもらった方がそのまますぐ申請に来ていただければ、かなりの方が来ていただけるということなのですが、その後広報でも2回、3回と周知をさせていただいていたのですが、実際に申請に来られた方は12月4日時点ということでは4,032の方が来られています。先ほど申し上げたように、実際にこの分母が、対象者がどれぐらいいるというのは、最終的につかむのは現実的に非常に難しいといえますか、実際にはほとんど無理だと思いますけれども、ただ予算を持ったときの人数が4,700人ということになってございますので、それからいきますと予算に対して来られた方は85.8%ということになってございます。ですから、實際上この85.8%の方が分母がどれぐらいかというのがちょっと押さえが難しいものですから、本当にこの分母が確定されていない中の数値ということになってございますので、あくまでも参考値ということにはなるかと思えます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 そのところ私もちょっとよくわからないのですが、対象者の方には郵送で発送しているのですよね。ですから発送総数というのがわかるはずなので、私たちはこれ個人情報でわかりませんが、市役所では非課税世帯というふうに言われているわけですから、つかんでおられるわけで、ですから今の時点であともう20日間ぐらいしか申請

期間がなくなっているのですが、私もその方々に、いろんな事情があるから大変でしょうけれども、ぜひこういう人たちにもできるだけ漏れなく商品券が行き渡ってほしいなという思いがあるものですから、広報などでご努力をされておられるようでありますが、再度電話などで連絡などはできないものなのかどうなのか。今から手紙出したってこれもう間に合わないものですから、その辺せっかくやられたものですから、私はできるだけ対象の方全員が商品券を活用していただきたいなというふうにも思うわけでありますので、その辺でのお考えについてももしあれば、お伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 再度電話でということでしたがございましたけれども、実はこの7月のときに本人に通知したときには非課税、あるいは非課税と思われる方に通知が行っていますので、ですから申告をされていない方も、思われる方に行っていますので、申告をすると実は課税になっていました。あるいは、非課税ですと行って送っていますけれども、その中にはもちろん書いておりますけれども、扶養されている方は非課税であっても該当しません。つまりこれは扶養されている方は、市内に限らず、例えば市外の息子さん、娘さんに扶養されていますよということがわかれば、この方自体が非課税であっても該当しないということになるものですから、それで最終的に分母が確定するのが難しいというお話をさせていただきましたので、実際に本人にはそういう形で税務情報ということで通知をしておりますので、その後は申請主義ということで申請をいただいて、まごころ商品券をお配りするという形にしておりますので、7月以降については広報等でとにかく周知をして、そして来ていただくと。この時点において特に非課税だと思われるところに直接お電話するというのはなかなか難しいかと思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 そこは私たちも説明をして、扶養されているのではないですかというお話もしているのです。私のところに来ていないとか、いろんな話がある場合。その辺は僕らがそれを確定するのは何もありませんから、それ以上のことは言えませんので、先ほど言いましたように、もしあれだったら市役所行って聞いてくださいというお話をしているところなのですが、結構いただいた方は先ほど言ったように喜んでおられるし、いろんな面で活用されていると思うのですが、先ほどご答弁ありましたように灯油だけではなくて幅広く全てに使えると。市内のまちの経済効果もあるということなのですが、今までの状況で、このまごころ商品券の使用状況といいますか、経済効果といいますか、その辺については把握されておられるのか。もし現在までで把握されておられれば、その辺についてお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、まごころ商品券の使用状況ということでございます

ので、こちらのほう先ほど、まごころ商品券既に12月5日時点では4,032名の方、1万2,096枚、これを交付をさせていただいております。それが商店に入って、商店から商工会議所さんのほうに換金されて、これが市のほうから補助金が行くという流れになっていますので、この換金をされている状況、つまり商店に使われている数は把握は非常に難しいです。その商店さんから商工会議所さんに入った換金されている状況は、これは1日違いでちょっとわかりづらいのですけれども、12月4日現在ということで、実際に換金に回っていた枚数が8,167枚ということになってございますので、これは70%ぐらいになりますでしょうか、ちょうどそれぐらいが今商工会議所さんのほうに入っていると。商店さんのほうにおいては、恐らくそれ以上の数が回っているというふうに考えております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今換金されたのは70%ぐらいと言いましたけれども、そうするとこの経済効果についてどのように分析されているのか。まだこれから、全部終わらないとわからないのか、現状で結構商店の皆さんが潤っているのではないかなというふうにも思われますので、その点についてはどのようにお考えになっているのかお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 経済効果ということですが、これは実際に数字上何かを分析してということであれば非常に難しいかと思うのですけれども、例えば予算どおりこの商品券が出回っていくとすれば、約1,400万、これが市内の商店のほうに入ることになりますので、実際にはその分が潤いましたということになると思います。ただ、実際上その商品券があったので、プラスアルファで使われたのか、それとも経常的に使おうと思ったところにその商品券を充てたのかという部分はございますので、その数値は先ほど申し上げたように非常に難しいと思いますけれども、ただ現実的に1,400万ほどの商品券が、もし全員来てくれたとすれば回りますので、これは非常に大きな経済効果だというふうには考えております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 まごころ商品券についてはわかりました。これ消費者の皆さんが自分のお金を使わないでそれを使えばいいわけですから、だから実際にはどのぐらいの効果になったのかというのはなかなか難しいのですが、ただ商店の方にとってはこれで使われたことは大変いいことだというふうに思います。これは市長の政策でやっていただいて、大変市民の皆さんも喜んでおられることなのですが、それはことしの4月に消費税が8%に引き上がったということに対応して、国の政策とあわせてやっていただいた経済対策であります。その後ご承知のとおり円安がどんどん続いて、そしてまたこの11月には電気料金が2度目の大幅な引き上げになっておりまして、これが先ほど1回目に言いましたように市民生活に大きくのしかかっております。その一方で、働く皆さんの実質賃金が15カ

月連続減少、結局昨年10月から1年間で平均収入が8万4,400円も目減りしたというふうに言われております。また、高齢者が受け取る年金も実質6%以上も目減りしたというふうに試算が出されています。それは、政府は1.7%削減したのですが、物価が上昇したため実質的には約6%以上も目減りしているというふうにも言われて、基礎年金満額の人でも年間5万円近くも減っているのが現状です。さらに、年収200万以下のワーキングプア、いわゆる働く貧困層は2013年には1,120万人にも上って、前年度比で30万以上もふえているというような状況で、さらに貯蓄なし世帯はこの2年間で26%から30.4%にふえているという統計調査も出されております。その上、先ほども1回目のご質問で言いましたように、基幹産業である農業も総じて農産物の生産価格は低迷しているのですが、特に米価の暴落、加えて歩どまり率や品質の低下、そして直接支払交付金の半額等により、なかなか12月の組勘精算も大変だという状況のお話も聞いております。そんな点で、市長が昨年や、ことしの方針でまごころ商品券をやると言っていたときよりも経済情勢が一層厳しい状況になっているのでないかなというふうには私と思うわけですが、その辺り市民生活の現状を具体的に調査されておられるのか、もしあれば伺いしたいと思うのですが。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 今いろいろと種々議員さんのほうからお話がありまして、この部分について市のほうで具体的に賃金等の低下について調査しているのかということでございますけれども、こちらのほうは今まごころ商品券も実際上は非課税の方と。このところの部分をつかまえてはございますけれども、実際に課税世帯の部分の方、例えば200万の収入があれば、もちろん世帯の状況にはよりますけれども、課税をされているということであれば、これはその部分の状況をつかむというのは非常に難しい部分がございます。ですから、今回このまごころ商品券をやるに当たっても、非課税世帯ということで一斉区切りをさせていただいておりますので、その方とそれ以外の方を詳細に調査するというのもなかなか難しいかなというふうには考えております。ただ、1回目のご答弁でお話ししたように、やはり円安で物価が上がる、もちろんガソリン、灯油も上がりました。今少し下がりぎみということはあるございますけれども、ただ食料品はこれからまだ上がっていくというような報道もございますので、その部分についてはとにかく生活が厳しくなっていく。あるいは先ほどお話ありました年金の部分も消費増税を先送りしたということで、実は来年10月から低所得者で基礎年金を受けている方に最高で月5,000円、これを消費増税分でプラスしましょうというお話も消費増税まで先延ばしになってございますので、年金受給者の方とはとにかく金額的には目減りをしているというような状況は押さえておりますけれども、詳細なその部分については、なかなか調査するというのは難しいのが現状でございますので、非常に厳しいという認識だけは持っているということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほど言いましたように、まごころ商品券はことしじゅうで、これは期限で終わってしまうわけですが、ことしの冬、大変寒い冬の状況もありますし、また来年度に向けてもいろんな課題も、今言われたように年金もそういう状況にもなるというような状況もありますので、これから新年度に向けてこの生活支援対策について、特別対策をさらに講じていく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、これについてはちょっと市長にお伺いをしたいと思うのですが、まごころ商品券は12月で切れてしまうのです。3月まであればよかったのだけれども、12月でなくなってしまうので、それ以降の対策について、経済状況も非常に厳しい状況にあるというふうに今部長からも答弁があったのですが、国の、今選挙中でありますから、いろいろあるのですが、国も支援対策いろいろ考えているようでありますけれども、砂川市としても市民生活の状況や市内の農業や中小企業の状況などを勘案したら、やっぱり一定の検討をする必要があるのではないかなというふうに思うのですが、それについてのもしお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 新年度と言われるとちょっと心苦しいところもあるのですが、手前みそになりますけれども、まごころ商品券は道内でやったところは砂川市だけと。いわゆる事務の煩雑さがあるので、とても市町村単位でやるのは難しいだろうというのが、当時首長間で話しているとそういうのが多かったのですが、私は福祉灯油というよりはもっと自由に使えるところと、それから市内の商店にいかにか還元できるか、経済対策と弱者対策を合わせたものでない意味ないだろうというのがございまして、何とか、職員大変だったと思うのですが、それをやっていただいたと。大変好評のようございまして、使われ方も私は資料見て分析したのですが、ちょっとプレミアム商品券とは使われる傾向が違って、本当に必需品のほうに結構回っていると。それは浮いた分は灯油のほうに回せるとかいろんな、それは家計の問題でありますけれども、その中で何とか弱者対策をしようという考えでやったものでございまして、福祉灯油のほう金額的には少なくて済んだのだと思うのですが、私の狙いは消費税が上がったときに弱者をどう救うかというのでございまして、今度いわゆる地方創生法案が選挙前にというか、解散前に国会を通りました。具体的な中身はまだ見えてこないのですが、漏れ聞こえてくるところによりますと、これどうなるかまだ正式な情報はないのですが、漏れてくるのはプレミアム商品券的なものについて国のほうが調整する、または砂川がやったまごころ商品券的なものというのが結構国のほうでも評価されていて、それに対して助成をするという案も、案というよりそういう話が聞こえてきたり、もう一つは選挙の中で安倍総理大臣が言っているのですが、北海道はやっぱり灯油が大変だと。それについては一定の助成をするというふうに明言しておりますので、ただその使

われ方は恐らく年度内でないかという感じもしますので、国の動向を見ながら、砂川市はどれが来てもある程度対応できるような準備をしておけという話は職員にしております。どの方法になるかというのはちょっと、まだ選挙終わらないと見えてこない。短期間の間にやらざるを得ないかなということで、年が明けてからの話は、まだ新年度は今ここで申し上げるのはちょっと心苦しいかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 私も先ほど言いましたように選挙期間中なので、衆議院選挙の期間中ですから、いろいろ状況はわかりませんが、ただ選挙戦の中では今市長が言われましたように、滝川に来られた安倍首相も福祉灯油をやるということを書いて、新聞にも大きく報道されているようです。ですから、国も対策をとるとすれば、ぜひ市としてもそれに対応してやっていただきたいなど。まごころ商品券は大変私も評価して、今市長言ったとおりのごくいいのですが、これが切れてしまう、終わってしまうので、ぜひ対応をとっていただきたいということをお願いして、この点では終わります。

次に、ごみの不法投棄問題についてですが、先ほど部長から答弁をいただきましたように、私たちもごみの不法投棄について従前いろいろ議論をして、多いときは先ほどあったように16トンも、あるいは20トンもあったときもあったのです。それが本当に努力されて1トン台まで減ったのですが、何か最近ごみの不法投棄がふえているように見えるわけなのですが、去年の平成25年の場合は45件で52トンというふうに、事務報告にもありましたようにふえているのですが、ことしの26年度については、現在の状況はもう雪降ってしまったから、集計されているのでないかと思うのですが、現状ではどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○副議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、不法投棄の平成26年度の現状ということで答弁をさせていただきます。

平成26年度におきましては件数で34件、重さで3.65トン、前年比較で件数で11件、重さで1.55トンのマイナスということになってございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 それで、先ほども言いましたように平成22年には非常に少なくなった

のですが、残念ながらそれからごみの不法投棄がまたふえているようなのですが、これらの主な要因についてどのように分析されておられるのか、おわかりになればお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 この主な分析ということでございますけれども、まず燃やせるごみについては例年大体0.2トンということで、これ23年度以降同じように推移をしています。ただ、燃やせないごみ、これについては22年のときには0.43トンだったのですけれども、24年度は2.5トン、25年は3.0トンということで、こちらのほうが大きくなっております。それから、家電リサイクルの中では22年のときには1トンであったものが現在は2トンということで、この電気製品、燃やせないごみ、タイヤ部分、これが多くなっているかと思えます。特に家電リサイクルの関係でいきますと、23年の7月に地デジが入りました関係から大型のテレビがそれから少しずつふえてきているという状況になっておりますので、燃やせないごみが全体的に伸びてきていると、特に大型のテレビがふえているということでございます。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 本当に残念なことなのですけれども、地デジになって電気製品、テレビ製品を入れかえるときにそれが処分されないで不法投棄されるというのが大きな要因のようではありますが、もう一つは監視カメラを設置されて、ごみの不法投棄の減量、少なくするというに努力されてきたようなのですが、平成25年度の場合も45件があったのですが、不法投棄が判明したのはゼロ件ということで、なかなか判明ができないというのがあるのですが、今年度もそういう状況なのか、監視カメラを設置しているのだけれども、どうしてそれが判明できないのか、その辺についてはどのように分析されているのかお伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 監視カメラの関係でございますけれども、監視カメラに写るということ自体がかなり少なくなっておりまして、それを避けているということになるのかと思えます。直近では、平成23年度に監視カメラに写っていた状況はあるのですが、ただカメラに対して平行に車が来て、そのままバックして出ていったと、つまりナンバーが確認できなくて、車は確認できたのですが、特定をできなかったという事例がございますので、そういった中身からいきますと、分散している地域にもう少し多くのカメラを設置をするというようなことは検討して、これも毎年場所は、やはりカメラがあるとわかると来ませんので、場所は変えてはいるのですけれども、その数をもっとふやしていくというようなことは考えてまいりたいというふうに思っています。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 監視カメラを設置しても、なかなか検挙できないというか、判明できな

いという現状の難しさもあるのだらうと思うのですが、先ほどのご答弁の中でこれから啓発看板も設置をしていくようなことも考えているようなのですが、ごみの不法投棄の啓発看板が小さいのではないかなというふうに……、車で走ったら余りよく見えない。もう少し大きい看板のほうがいいのではないかと思われるのですが、何かすごく字が小さくなってしまったような感じがするのです。それで、先ほどのご答弁では、今後監視カメラが設置してあるという表示の看板といいますか、そういうものを設置していくということなのですが、これもやっぱり大事なことなので、どこにあるかは本当はわかってはうまくないわけなのですが、その路線、路線には監視カメラがありますよと。不法投棄をされる場所というのは市内でもある程度特定されている場所なので、その辺にも看板は設置する必要があるのではないかなと思うのですが、啓発看板の大きさと、それから監視カメラの設置看板の現状や今後の考え方について伺いたしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 今不法投棄防止の看板の関係でございますけれども、現在平成26年度におきましては、市内85カ所に看板を設置をさせていただいています。この85カ所が多いか少ないかということになりますと、そこに不法投棄が出てくれば、これ毎年少しずつふえていっております。ですから、もし小さくて見えづらいのであれば、大きいものにしたほうが見えやすいかどうかというのは、これは十分に検討させていただきたいと思っております。不法投棄は市のほうとしてもとにかく減らしたいという思いがございますので、見えにくいということであれば、それは検討させていただく。それから、カメラを設置していますよと、この区間が必要であればそれもまた検討させていただきますし、もちろんそのカメラをどこにつけるか、設置区間ですよというところにつける場合もあれば、そうでないところにもつける場合がある。本物の監視カメラについては、やはり設置場所は毎年いろいろと考えますけれども、この防止用の看板についてはとにかく有効に設置をしたいというふうに思いますので、平成27年度に向けては大きさですとか区間ですとか十分に検討して設置をしてまいりたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 本来であればごみの不法投棄というのは許されることではないし、犯罪なのです。ですから、一番大事な点は住民モラルの向上の啓発が大事な点だというふうに思うわけですが、ただ砂川市民の方が投げたのか、それ以外の方が、他市町村の方が投げたのかも判明ができないわけなのですが、いずれにしても先ほど言ったように山間地の道路であるとか高速道路の側道であるとか、そういうところにごみを不法投棄されるということは本当に許しがたいことでありまして、私たちも含めて、住民モラルの向上の啓発というのが非常に大事な点ではないかなというふうに思っております。それから、巡回パトロールも強化されておられるようでありますが、住民モラルの向上の啓発と巡回パトロールを一層強化して、指導を徹底していただくというようなことを含めて、その辺のお考えに

ついてもし何か考えあれば、お伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 啓発と巡回パトロールということでございますけれども、今ほどお話あったように、実はこれ砂川市民の方が不法投棄をされているかどうかという、最近ですと、やはり自分の身分がわかるようなものを入れて投棄する方がほとんどいないということですので、砂川市民なのか他市町村なのかかわからないということが1つ大きな問題があります。それは、広報ですとか衛生組合のお便りですとか、こちらのほうで配布されるのは市民の方に対する啓発ということですので、ほかから来て投げられるということになりますと、結局は監視カメラ等で特定をして1回、2回警察に届け出ると、こういう実績をつくと、砂川ではなかなか難しいよという形をぜひつくりたいなというふうには思います。ただ、パトロールもやはり1台で回っていく関係上限界がありますので、地域の方でもしそういう不審な部分を見つけた場合には市なりにお届けをいただければ、こちらのほうは警察と連携をしながら何とか解決をしたいというふうに考えておりますので、市民の方への周知もありますけれども、啓発、お願いというのも重ねてさせていただきたいというふうに思います。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 本当にこのごみの不法投棄がふえていることは残念なことなのですが、しかし私たちも努力によって一時は1トン台まで減らしていた時期もあるものですから、やっぱり今言われましたように、啓発の看板だとか監視カメラとか巡回とか、あるいは住民モラルの向上の啓発とか含めてぜひ積極的に取り組んでいただきたい。そして、本当にごみのない、きれいなまちにしていきたいなというふうに思っておりますので、その点はぜひ今後とも取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

最後に、3点目の若手ハンターの育成支援事業について質問いたします。先ほども、1回目の質問のときにも言いましたように、北海道全体では1978年には2万1,000人いたハンターが2012年には1万人を切ってしまったということで、高齢化が進んでそのうち60代の方が半数を占めているというふうに、道のほうの資料ではそういうふうに言われているのですが、先ほどご答弁いただいた砂川市の現状を見ると、砂川市もそれと同じように最高時67名いたのが31名になったと。先ほど年齢別に話がありましたけれども、砂川は31名中24名の方が60代以上なのです。全道的には半数なのだけれども、うちはもう七、八割は60代以上の方になっているという、全道平均の高齢化よりも一層進んでいるのが現状でないかなというふうに思います。若手ハンターの育成は農作物を食い荒らす野生動物の駆除には欠かせない存在なのですが、今政府与党ではハンターの減少に歯どめをかけるために来年度から狩猟税の廃止を検討しているというふうに言われているのですが、もしその辺の状況がわかれば、お伺いしたいと思うのですが。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 ご質問のとおり、今国のほうでは、環境省のほうで狩猟税を検討しているという状況でございます。この狩猟税は、明治3年ですか、当時ハンティングは貴族的な趣味だというような発想のもと、この狩猟税が設置されたと聞いております。この狩猟税、今は都道府県税ということになっておりまして、全国の都道府県にこの狩猟税が入る。しかも、入るのはそれぞれ狩猟する地区の都道府県に入っている。北海道であれば、もちろん1カ所でございますのであれなのですけれども、ただこの狩猟税が平成24年の段階で約17億円というふうに伺っております。この17億円は、それぞれ全国の都道府県が有害鳥獣対策の原資に充てているというようなことがございます。そういう中で、今回環境省がこの廃止に向けて今検討しているという状況は私どもも伺っているところでございます。

以上です。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 今答弁いただきましたように、この狩猟税は北海道でも12年度で1億1,000万ぐらいの狩猟税が入っていて、それが今言われたように有害鳥獣対策にも使われていると。一番高いライフル銃などでも年間1万6,500円ぐらいの狩猟税がかかるということが言われていまして、この財源がなくなれば都道府県が困るという要望も国に出ていて、それで今言いましたように環境省でも、これは17億円ぐらいと今言われましたけれども、20億円ぐらいを新たな予算をつけてその代替措置をとっていこうという概算要求はされているようではありますが、同時に、この狩猟税の廃止だけではなかなか若手ハンターの育成にはならないのではないかとということも言われております。先ほど答弁がありましたように、趣味が多様化して若い世代が狩猟に興味を持たないという傾向もあるようですし、それから銃の所有に係る煩雑な手続というのもあって、これらも簡素化しなければいけないという問題等々もあるのですが、ただ空知管内で見ましても有害鳥獣に取り組んでおられる市町村の大きな差がありまして、エゾシカの捕獲についてであります。砂川では平成25年度は72頭でしたか、きのうの主要行政報告にありましたように、ことしは10月31日まで62頭というふうに言われているのですが、深川や芦別などで、特に芦別などでは若手ハンターの育成のために多くの財源を使って若手ハンターを育成して、鹿の捕獲頭数も1,000頭近いとか、有害鳥獣に組む予算も砂川市の10倍ぐらい、砂川市は140万ぐらいですけれども、芦別は若手ハンターの育成に1,400万ぐらいというようなことで。それは、1つは銃を持つことによってかかる経費が、先ほど免許を取るときの助成金は砂川市では対象にしているのですが、銃を保有するにはそこに経費がかかるので、それは10万円以上かかるというので、その点でその経費を芦別では補助しようというような対策などもとられているようではありますが、先ほどの答弁では農協青年部その他にも行くというのですが、もう少し具体的に若手ハンターを育成していく上での支援対策というのは考えておられないのかどうなのか、再度お伺いしたいと思います。

○副議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 当市の育成のための支援、これは先ほど答弁させていただいたとおりであります。今ほどお話しいただきました芦別市、ここでもやはりこの育成のために各経費について見ていこうということで、実は今年度から制度を立ち上げたということで、直近の段階で芦別さんに確認させていただいたのですけれども、まだことしについては該当対象者は出ていないというようなお話でございます。芦別市さんにおかれましては、育成のための費用ということで、砂川もやっておりますけれども、狩猟免許の予備講習受講料とか、あるいは狩猟免許の申請手数料等々10項目を補助の対象としておりまして、その中で限度額を10万円と定めて助成制度を今年度設置したというようなことで伺っております。私どもやはり今持っています当市のそういう若手育成のための経費、これも確かに重要だと思っておりますので、他市さん、特に芦別さんの状況等々を確認しながら検討していかなければいけないというふうに考えておりますし、また先ほどもご答弁させていただきましたように、やはり若手の人に銃を持っていただく、許可をとっていただく、そういう動機づけと申しますか、そういうことも重要だと思っておりますので、それで先ほど答弁させていただきましたような形で講習等も検討していきたいなと、そのように考えております。

○副議長 飯澤明彦君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほども言いましたように、若手ハンターの育成というのはやっぱり有害鳥獣をやる上で欠かせないです。しかし、砂川の猟友会の状況見ても、先ほど答弁ありましたように高齢化が進んでおりまして、このままいくともうハンターできる人がいなくなってしまうのではないかと。実際には免許を持っている人は31名おられるのですが、実際に出てやれる人というのは、だんだん高齢化して少なくなってきているのも現状だと思います。そういう意味では、やっぱり急いで若手ハンターを育成しないと、この有害鳥獣の防止対策はとれていかなないのでないかなというふうにも考えておりますので、今お話でここで検討するということでもありますので、非常に難しい課題でもあるのですが、同時にこれは欠かせないのですね。もしハンターさんがいなくなったら大変な事態になることも明らかなので、ぜひ若手ハンターの育成に対する支援対策を一層強化していただくように強く求めまして、私の一般質問を終わります。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を始めます。

私は、大きく2点の質問をいたします。まず、第1点目は移住、定住施策についてであります。砂川市は、毎年200人ほど人口が減少しています。この人口減少に歯どめをかけるには移住、定住施策が重要だと思っておりますが、以下について伺います。

まず、1点目はお試し暮らしの現状と課題について。

2点目は、移住、定住を進める上で今後力を入れる施策についてをお伺いします。

大きな2点目として協働のまちづくりについてを伺います。砂川市は、第6期総合計画において目指す都市像を「安心して心豊かにいきいき輝くまち」と定め、その実現に向け、「協働によるまちづくりの推進」をまちづくりにおける共通した考えとして掲げて協働のまちづくりに取り組んでいますが、以下について伺います。

まず、1点目は、協働のまちづくり指針の浸透と協働意識の向上について。

2点目は、協働のまちづくり指針の考え方に基づいた施策の具現化について。

3点目は、協働事業を調査、評価、公表する仕組みづくりについて。

4点目、町内会以外の市民活動団体に対する支援策の検討について。

最後に、5点目、条例化（協働のまちづくり条例）に向けた研究についてをお伺いをいたします。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 初めに、大きな1の移住、定住施策についてご答弁申し上げます。

（1）のお試し暮らしの現状と課題についてであります。砂川市の住民基本台帳人口は本年11月30日現在で1万8,114人と5年前と比べ1,170人の減となり、年平均では234人の減少となっているところであります。また、人口動態の年平均では自然減が139人、社会減が88人となっているところでもあります。お試し暮らしは、いきなり移住をするには抵抗がある、実際に住んでみたもののイメージしていた暮らしと違うなどの不安を解消し、旅行程度の滞在ではわからない砂川での生活を気軽に体験していただくため、一通りの生活用品を備えた長期滞在可能な施設として平成21年度に市立病院医師住宅の1棟を利用して開始し、平成22年度より現在の2棟体制で実施しているところであります。これまでの利用者は、昨年度までの5年間で38組80人、利用日数は1,134日となっております。また、今年度は10月末までで10組26人、利用日数265日の利用となっております。利用者の年齢は60歳代、70歳代の方が多く、大部分は仕事を定年退職された方が、移住する土地やシーズステイとして夏季期間を過ごす場所を求めて利用されている方が多い状況となっております。課題といたしましては、事業の開始当初は移住に結びつく方がおられましたが、その後シーズステイ先を求める方の割合が高くなり、そのため滞在期間中も市内にとどまって生活するのではなく、観光などの拠点として利用し、砂川から近郊の観光地を周遊するという方が見受けられているところであります。これら利用者をいかに移住していただく方向へ持っていくか、また利用者の決定に当たり、どのように判断していくかが課題となっているところであります。

続きまして、（2）の移住、定住を進める上で今後力を入れる施策についてであります。これまでもお試し暮らしの受け入れにつきましては、市内の関係団体の皆様から成る「すながわ移住定住促進協議会」を中心として、受け入れ、交流を進めてきているところであります。お試し暮らしの利用者について、いかに移住先を探しているご家族を中心に

砂川市のお試しハウスを利用してもらえるか検討が必要とも考えているところではありますが、シーズステイであっても協議会のメンバーとの交流会や町内会の役員など地域の市民とのふだんの交流により、このまちに住みたいという気持ちを持っていただけるよう対応しているところであり、今後においても引き続き交流を進めながら移住につなげてまいりたいと考えております。また、空き家を有効活用した誘導策として、空き家調査の実施により判明いたしました使用可能と思われる空き家の所有者に対し、空き家情報の提供を勧めておりますが、売却や賃貸という情報提供まで踏み込んでいただけない状況であることから、これら活用できる空き家の情報提供の手法を検討する必要があるものと考えております。

また、国は少子高齢化の進展の中で人口減少に歯どめをかけ、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生を総合的かつ計画的に実施するとして、「まち・ひと・しごと創生法」を成立させました。この法では、市町村は市民一人一人が安心して営める地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進するという、まち・ひと・しごと創生に関する目標や基本的方向を、総合戦略として平成27年度以降に策定することとなりました。この総合戦略により、総合的に人口減少に歯どめをかける施策を総合的かつ計画的に実施していくこととなります。詳細につきましてはまだまだ明らかになっていない部分が多いところではありますが、砂川市にとって必要な自然減対策の少子化対策、社会減対策の働く場や住まいに係る施策などを含めた総合戦略を、国や道の情報を十分把握しながら策定してまいりたいと考えているところでもあります。

続きまして、大きな2、協働のまちづくりについてご答弁を申し上げます。初めに、(1)の協働のまちづくり指針の浸透と協働意識の向上についてではありますが、協働のまちづくり指針は、平成23年度から10年間のまちづくりの最上位計画である砂川市第6期総合計画において目指す都市像を「安心して心豊かにいきいき輝くまち」と定め、その実現に向け、「協働によるまちづくりの推進」をまちづくりにおける共通した考えと掲げ、市民の皆様と市が同じ方向に向かって共通認識を持って協働のまちづくりをより活発に展開していくことができるように理念や推進の基本的な方向性を示すため、10人の市民委員による「砂川市協働のまちづくり指針策定協議会」を設置し、講演会、市民説明会などを通じて寄せられた意見なども踏まえ、平成25年4月に策定をいたしました。ご質問の指針の浸透と協働意識の向上につきましては、広報すながわ及びホームページで砂川市協働のまちづくり指針を策定したことをお知らせするとともに概要版を全世帯に配布し、出前講座、市民活動等入門講座、協働のまちづくり懇談会を実施するなど、さまざまな機会を通して指針の浸透と協働意識の向上に努めているところであり、あわせて高齢者を見守る、支える仕組みづくりなどによって、さらに協働意識の醸成が図られているものと考え

ているところであります。

続きまして、（２）の協働のまちづくり指針の考え方に基づいた施策の具現化についてであります。協働のまちづくりを具体的に進めていくため、啓発活動の推進、人材育成の推進、市民と市の相互理解の推進、体制づくりと支援策の推進、取り組みの評価や見直しの推進の５点について展開していくこととしており、１点目の啓発活動の推進では出前講座や市民活動等入門講座、町内会や市民活動団体への加入案内、広報すながわやホームページによる啓発などに取り組んでおります。２点目の人材育成の推進では、市民活動等入門講座に加え、入門講座の受講者などを対象としたステップアップ講座の開催や地域活動交流研修事業などを実施しております。３点目の市民と市の相互理解の推進では、国や公益法人の市民活動団体への支援情報の提供や協働のまちづくり懇談会の開催などを実施しております。４点目の体制づくりと支援策の推進では、町内会等からの協働事業に関する相談等の窓口を明確にするとともに、協働のまちづくり庁内推進会議の設置、地域コミュニティ活動支援事業や市民活動団体登録制度を創設しております。５点目の取り組みの評価や見直しの推進では、協働事業の公表や協働の評価の仕組みづくりに取り組んでおります。

続きまして、（３）の協働事業を調査、評価、公表する仕組みづくりについてであります。協働事業の調査につきましては、平成２４年度の調査では１２７事業、平成２５年度の調査では１３３事業となっており、評価につきましては協働事業を分析し、評価することで改善点を見出し、新たな取り組みに生かすため、平成２５年度事業について各所管部署において事業評価を実施いたしましたので、協働事業の透明性を確保し、市民理解の向上を図るため、平成２５年度の協働事業につきまして協働事業一覧としてホームページで公表したところであります。

続きまして、（４）の町内会以外の市民活動団体に対する支援策の検討についてであります。市内で活動するボランティア団体や特定非営利活動法人などの市民活動団体の活動内容、会員募集、団体紹介等の情報を市に登録していただき、その内容を広報すながわや市のホームページで紹介することによって、広く団体や活動のPRを図り、活動の活性化や会員の拡大、団体同士の連携につなげるほか、私も何かやってみたいと思っている市民の社会貢献活動への参加機会を拡充することを目的とした市民活動団体登録制度を創設したところでありますが、今後も市民活動団体との連携を密にしながら必要な支援について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（５）の条例化に向けた研究についてであります。指針では協働意識の高まりや取り組みの状況を踏まえながら、まちづくりにおける市民参加の実効性などを明確にする条例の制定も視野に入れて考えなければならないとしているところでありますが、指針が策定されてから２年度目でありますので、条例化につきましては将来的な検討課題であると考えておりますが、当面は既に実施している各施策の推進や充実を図り、機運を

高めてまいりたいと考えているところであります。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、まず1点目、移住、定住施策についてからお伺いをしたいと思います。

先ほど1点目のお試し暮らしの関係というのは60歳から70歳ぐらいが中心で、まず課題としてはどうやら移住に結びつく方々ではなく、ここを拠点に道内を旅行するような方々が多く見られるという分析がされているようですね。非常に残念でして、私もこのお試し暮らしというのをぜひやったらどうかというのは以前に言ったことがありまして、ちょうど私と同じ団塊世代が退職を迎え、これからいろいろな活動あるいは田舎で暮らしたいなんていうことが起こってくるのではないかとということで砂川市でも2棟を実現して、これ確実に利用はされていると思うのです。私もことしのホームページ見ましたけれども、見事に4月のいい季節から10月の最後、ここまでしか利用がないです。それ以外というのは全く申し込みがないという状況。また、ある方から言われたのは、何だか吉野にあるお試し暮らしの家の前に大きなキャンピングカーがとまっていて、そのキャンピングカーに乗っていろいろ動きながらここに暮らしているのではないかと、何なのこれと言われたことがあったのですけれども、活動拠点として位置づけるのであれば、それもまたそれとしていいのかなというふうには思うのですけれども、本来であればこれは移住、定住ということになるわけですから、ちょっとまずいいのかなと。これそろそろ見直したほうがいいのではないのかなというふうに今思っているところなのですけれども、まずその辺、これからこれずっと続けていこうとされているのか、まず1点目です。

それと、移住、定住ということで私は施策を聞いたのですけれども、どうやらこのお試し暮らしというのが砂川市にとってみると移住、定住の基本的な戦略というような気がしてならないのです。今の答弁ではですね。現状としてはですが、今後は空き家情報あるいは国のまち・ひと・しごとの関係でいろいろ考えていくとおっしゃっただけけれども、今現状としてはこのお試し暮らしが移住、定住の一番の策なのかどうかお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、1点目のお試し暮らしの関係になります。

議員おっしゃられますとおり、キャンピングカー等で道内各地を回りながらお試し暮らしの住宅を利用されている方がいらっしゃるのには現実でございます。お試し暮らしの申し込みをされた際にはこちらのほうで連絡をとりまして、どういう考えのもとにお試し暮らしを利用されるかというのを確認しますが、そのときには皆さんやはりシーズステイではなく、二地域居住ですとか、あるいは将来的に北海道に移住を考えていますという、そういうような回答をされますので、そのような方であれば申し込みを受け付けていいという判断のもとで申し込みを受け付けているところでございます。これらについては移住、定住の協議会の中でも意見がありまして、経済的な効果といたしましては、砂川市

に何日間かは居住されてお買い物もされるのであれば、経済的な効果もあるのだろうという部分もありますけれども、実際スケジュール的にはかなり申し込みが多い状況になっています。多い中で選ばれて、その期間お試し暮らしを利用されていますので、本来的に本当に砂川に移住を考えている方がいらっちゃって、ですけども、選に漏れて来られない方も実際のところはいらっしゃる可能性はあろうかと思っておりますので、このあたりの確認手法につきましてはもう少し厳しく確認して、基本的にはやはり北海道に移住を考えている方、それらを中心にお試し暮らしを受け入れていくと、そういう方向で進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

あと、移住、定住施策の中の、まず今回お試し暮らしのお話をさせていただきましたけれども、移住、定住施策につきましては幅広い分野でそれらの施策というのが必要になると思います。私どもで所管している部分といたしまして、まず移住、定住施策であるお試し暮らし等の施策の状況等についてご報告させていただきました。国の状況といたしましても、まち・ひと・しごとの創生法が通りましたので、これらに基づきましてかなり広い分野の中で移住、定住施策というものが行われるというふうに考えております。まず、基本的には、1回目の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、砂川市の人口減の現状といたしましては社会減よりも自然減が多いという現状になっております。こちらにつきましては、2007年から大体こういうような状況になっておりまして、どちらかといいますと自然減が多いような状況になっております。ですので、自然減に対する施策ということであれば少子化対策ですとか、そのようなものの施策も展開をしていかなければならないと思いますし、社会減の部分につきましては企業誘致ですとか、さまざまなそれらの施策を打っていかなければならないと思います。今回私どものほうでお答えをさせていただきましたのは、まず私ども現在行っておりますお試し暮らし等の移住、定住の部分の施策についてお話をさせていただきましたけれども、移住、定住施策につきましてはかなり幅広い分野になっております。庁内全体の中で取り組んでいかなければ1万8,000人を切るような状況も来ようかなという状況になっておりますので、そちらについては幅広い分野の中で対応していかなければならないと考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は移住、定住施策についてを聞いて、所管がそこだからというのでそこに聞いているわけですから、総務部長は全体を捉えながら今後は答えていってほしいと思うのですが、まず最近の内閣府が調査をすると、どうも以前と移住というパターンが変わってきたという調査があります。以前はやはり60代が動くという形になっていたのですが、最近は20代、30代、40代がかなり多く地方に来たいという希望があるようなのです。60代はどのぐらいに位置するかというと、この年代でいくと一番低くなってしまったのです。私ももう67になりましたから、今さらどこか移住して、また新しい生活ってもう気力はないなという、団塊の世代はもうそういう世代に入ってきた

のだろうと思うのです。ただ、旅行は行きたいから、いい場所があったらそこで安く泊まって動きたいという気持ちは十分あると思います。多分今やっている砂川市のこのお試し暮らしは、ミスマッチになりかかっているなというふうに思うのです。だけれども、移住、定住で砂川市を見ると、まずは総務部長のところの企画調整系のホームページに当たっていきます。このホームページ自体を大幅に見直していかないと本当の意味で移住、定住を真剣に砂川市が考えているのかどうかということが問われるような状況になると思うのです。つまり20代から30代、40代というのは仕事が欲しいわけです。確かにこのホームページの中にも仕事情報というのが入っています。ところが、これあけてみると、どんな情報が入っているかという、商店街の店舗整備事業に関する助成あるいは北海道のハローワークのリンクが張ってあったりとか、どうもこれは市内に呼び込もうという雰囲気では全然見えてこないのですよ、このホームページ。

それ以外にも全部そうなのですけれども、例えば暮らし情報とかといって空き家といっても、さっきもちょっと出てきましたけれども、例えばすずらん団地、あかね団地に入っていこうと思うと突然ユーザー名とパスワードが必要になって、その先へ入っていかれないようになっていくのです。これ一体何ですかという感じなのです。企画調整系の住まい情報を見ると、普通はあかねタウン、すずらんタウンとあったら、そこをクリックするとあかね、すずらんへ飛んでいくと思うのだけれども、これもリンクされていないのです。住まいを探す、この空き家を見ていくと何と今空き家が3軒しか載っていない。その3軒も、その住所と、空知太、市街地、南吉野というぐらいで、しかも古い家ばかり。写真もない。これで果たして本当にここに住もうと思っている人たちに向けて発信をしているのかということなのです。この前のふるさと納税でいかにホームページの威力が強いのかというのはもう十分わかったのですけれども、この移住、定住に関しては何とも頼りない発信状況だなというふうに私は思っていますが、今後このホームページ見直していくつもりはあるかどうかお伺いします。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、ターゲットとする年齢層という部分がありました。私どものほうでもちょっと調べたところでは、内閣府の世論調査を実施したところ、現状といたしましては農山漁村への定住願望のある都市住民のパーセントが2005年に比べまして10ポイントほど増加して、現状といたしましては31%程度あるということになっております。そのような状況ですので、それら若者を引き入れる、そういう施策も今後考えていかなければならないという状況になっていると思います。

ホームページにつきましては、非常に必要な情報等が網羅されなければならない部分について欠けている部分があることにつきましては、私どもホームページ等を見直しをしていかなければならないですし、今後それら移住、定住施策も企画調整係が発信するだけではなくて、もう少し全庁的なレベルの中の対応としても考えていかなければならないと思

いますし、ほかの団体等も見ますと例えば移住、定住の施策の中でハローワークの情報がそのままホームページに載っている例も、検索できる例等もありますので、それらも含めながらホームページの充実には努めていきたいと思いますし、まずは移住、定住施策をどのような柱の中で考えていくかというものを1本やはり組み立てをした中で、そのような情報発信をしていかなければ、移住、定住を希望されている方がその項目ごとに探すことはなく、まずそのポータルとして、先ほどお話のありましたとおり、ふるさと納税もそうですけれども、まず入り口としてどのような対応をしていくのかというのが非常に重要となっております。空き家情報等につきましても、所管がいろいろ分かれたりしている中でなかなか見やすいものが出ていないというのも現状でありまして、私どもも非常に気にはなっているところですが、なかなか今のところ方策も見つからないところもございますので、それらも含めながら改善できるものは改善して対応していきたいと考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市のホームページはそのうち直るでしょう。

市のほうも最近の移住、定住の形が変わってきたということも把握していらっしゃるということが今わかったわけですが、実はわざわざ都会から砂川に来ようというのが、普通の市内にある企業に勤めようとかなんとかということは、まず起こり得ないだろうと思うのです。都会にはもっと大きな企業がいっぱいあるわけだから、どういうふうな形で砂川にわざわざ若い人たちが来ようかというのはやっぱり考えるべきことなのだろうと思うのです。だから、そこにハローワーク載せてもちっとも魅力的ではないわけです。実は、私も30歳のときにここに移住してきた本人でもあるわけです。私は一家5人、ミシンと羊の皮で食ってきました。それでもこの砂川でずっと住み続けることができたのです。何でできたかという、つくった製品を札幌にイベントがあったり、デパートに売りに行くことができたのです。すごく近いところに大消費地があるという、これは物つくったりなんかする場合にはとってもいい位置なのです。やっぱりテレビや何かの移住や何かの番組見ても、ちょっと農家のまねごとしてみたりだとか、パンづくりをしてみたりだとか、手づくりのものをつくりながら田舎で暮らしたいと、これが都会の今の若い人たちの望みなのです。そういう意味でいくと、このまちとってもいいまちですよ。うちには美術館もないけれども、札幌行ったらすぐ簡単に物見れるし、いろんな刺激を受けて帰ることができます。すすきので飲んで帰っても歩いて帰れるような距離でうちのまちというのはあるわけですから、そういうところをやっぱりどんどんアピールをして、若い人たちをこれからどんどん引き入れる。ただ、若い人たちを引き入れるためには大事なことが市長、ありますよね。これは当然子育てという問題が起こってくるわけです、私も子供3人を育てましたから。子育ての支援の充実度というとなかなか、近辺の周りのまちから比べると、例えば乳幼児医療でもうちのまちは小学校以前までしか無料になっていませんけれども、周

辺のまちというのは中学校、高校まで無料になっています。よく言いますが、幼稚園の就園費補助というのうちのまちは低いです。いろんなことが、子育て支援としてはせめて周りのまちと同じぐらいにしておかないと、やっぱり不利過ぎるかなと。これから若い人たちを迎え入れるためには、それはなかなか難しいかなというふうに思うのです。

もう一つは、やっぱり住まいという問題です。住まいという問題になったときに、今砂川はなかなか土地が売れないので、あかね、すずらんもなかなか土地が売れないので、ちょっと思い切った政策を打っていかないともうだめなのではないかなと思うのですけれども、土地が安くて家が安かったら若い人来ますよ。だけれども、うちのまちというのは土地も、それから家もアパートも意外と高かったりするので、そこもかなりネックになるかなと思うのですけれども、よそのまちでは1平方メートルを1円で市の土地を売ってみたりとか、10年間住んだら土地をただにしましよとか、近くの新十津川では新築住宅取得では最大200万円上げましょとかと。今言ったところというのは大分辺地のところでやっているのですけれども、そういう思い切った施策全部やるわけでもなくてもいいと思うのです。この何区画かを限ってとかといってもしやった場合に、こんな札幌から近いこのまちであれば、やっぱりかなりのアピール度はあるだろうなというふうに思うわけです。それから、若い人たちって意外と田舎に住んでも苦にならないのです。これ特定の場所を言うのもまずいかもわからないのですけれども、一の沢地区というのは今若い人たちがとても魅力を感じる場所みたいなのです。あそこにはスキーを教えるところがあったり、移住で来た卵屋さんがあったり、もっとハム、ソーセージやなんかをつくる場所があったら、そこに来たいという人もいたという話を僕は聞いています。これをうまくやっていくためには、あそこ農振地区ですから、以前から出ている話ですけれども、優良田園住宅というものがあるのです。これをやると大規模なある程度の広い土地を購入できて、2軒目の家であっても税制上も優遇がとれる。これは優良田園住宅法というちゃんと法律があるものです。ただ、これは市がこの場所がそうだとすることを指定しなければならないということがあるわけですが、こういういろんなものをしっかりと考えて打ち出していくということが私は本当に大事だろうなというふうに思うのですけれども、市長、私が今言ったことなのですから、子育て関係だけに決して私は今こだわっていませんけれども、今どうも総務部長の話を聞いていると、お試し暮らしが今現在の移住、定住のメインたる施策のような気がするものですから、市長は決してそんなことは思っていないと私は思っていますので、まずここで市長、お話をお伺いできますか。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 小黒さん微妙な言い方をされるものですから、どこまで答えていいのか。私の任期ももう終わりかけているものですから、次年度以降にわたるような話はここではできないと。今までのおさらいをすると、私も移住と定住とはもともと中身は違うものだというふうに思っております。ただ、いわゆるお試し暮らしが全てかと

いうと、うちがやっている地域おこし協力隊、若い人たちが来ます。あの方々は、もともとそういう意識で来る人たちです。それを総務省が応援しようと。だから、その中から起業しようとする意識を持って、地方に行こうという意識のある人が地域おこし協力隊に応募して、砂川の募集によって砂川に来ていると。そのうち、3人のうち1人でも残れば、1人分はふえるではないかということで、総務省ではどんどんその枠をふやそうとしている。要するに仕事のないところにただ来いと言っても若い人は来ない。ところが、起業しよう、地方に行こうという人たちは地域おこし協力隊に応募してくる。その中からいかに条件をそろえるか、どうするかとやるのが今一番効果があるかなと。

そのお試し暮らし、私総務部長のときに小黒議員さんとお話ししまして、私は否定的でした。なぜか。私ならそこにあれして遊んで歩く。団塊の世代ってそうです。若いころキャンプして、さあ退職したぞと。いい制度ができた。私はそうなると思って読んでいましたから、もともと本当にそうやっていいのだろうか、私はそうは思わない。だけれども、みんなでやろうと、議員さんもやりなさいと言うから、民間の人の委員さんを集めてやって苦労していると。私は、もともとそうではないのではないですかとここで言ったのを今聞きながら思い出して、ただし、まちの考え方ですから。どこかの大きな市はそれでいいのだと、どうぞここを拠点にして遊びに行きなさいと。それでどんどんやっていく市もある。それは物の考え方なのです。地域にそれだけの経済効果があるのだったら、それやってもいいのではないかと、そういうふうに分断している人もいるし、ただここで私の考えというより、移住定住促進協議会という民間の委員さんが入って、そこでいろいろ論議されているやつをここでそれを否定するとか、そういうことは私は言う気にはならない。ただ、もともとの私の発想というのは、お試し暮らしは皆さんそうやって言うけれども、本当にそうなのですかと、ここで総務部長のときに私言いましたから、違うのではないのでしょうか。恐らくみんなお金持っていて、ここを拠点にして回って歩くだけで。ただ移住で来る人もいます、間違いなく。それにかかけましょうと。そうしたら若い人たちも協議会に入ってくれて、何とかそれをしようと、大阪まで行こう、東京まで行こうと、私はその過程は非常に大事だと思っていますので、それを否定する気はございませんけれども、物の考え方はそれはそれでいいという、割り切って、地域にそれだけ買い物して落としてくれるのだったら、それでよしとしてやっている。堂々とそれを宣言しているまちもございますので、何ともそれは言いがたいのですけれども、それは行政なり、協議会の中でいろんな論議をしてもらって、その場があるものですから、それ以上のことを私はここで申し上げる考えはございません。

ただ、今のままでいいのかというと、私自身はそういう移住、定住という考えはないけれども、ハートフル住まいるの、あの精神というのは北海道で一番最初にやった。住宅にそうやって助成をする、あれが先進的だったと思っています。ただ、移住、定住と言っていないだけで。それが他市にあれが波及して行って、額をふやしたり、違うほうにやって

いったと。だから、ハートフル住まいるのももとの発想というのはすごく大きなものがあって、砂川市がとっ初めにあれをやったということなのです。あれが定住という言い方をすればそれになったのかもしれないけれども、問題は働く場所をつくれるかどうか。企業に助成している。なぜ助成するか。頑張る企業を応援して大きくして、そこに人を雇ってもらおう。そのかわりそこに住んでください、社長ちゃんと約束守ってくれ。私は自然減の部分でそれを解消しよう。公営住宅にも、余り大きな声で言いませんでしたけれども、黙って5階、4階には若い人を入れている。それによって他市に流れていかない。それによって少しでも自然減を解消していこう。大まかにいえば私はそういう考えでいて、少子化対策はここで話す気にはなりませんけれども、もし万が一、運よく私が来年いるのだったら、その場所でいろいろと話したいことはたくさんありますけれども、まだまとまっていない分野と、先ほど言われた、反論するわけではないですよ、物の考え方ですから。いわゆる医療費の助成の問題ありますけれども、本州あちこちいろいろ調べて、行って聞いたのもありますけれども、一切少子化対策、定住化には効果なかったと。みんな一緒にやって経常経費がふえただけ。効果あるのはそこではないのだろうと思うのです。せいぜいやれるのは割と対象の少ないところ、大きな都市いくほど一切やっていないと。それで減ったかといったら減らない。要するにみんな疲弊させたというのが兵庫県なり秋田県なり長野県ですか。みんなしてやるのです。それで結局余り効果がなかったと。違うところに本来の効果があるのだろうと。そういうのは今いろいろと、結論は出ていないですけれども、いろんなことを考えながら、要するに地方創生本部のほうでいろいろと、結論は選挙後になると思います。いろんなのが出てくると思います。それをあわせながら、誰が市長になろうがある程度やるべきことをやっていかないと、なかなかこれから地方が生きていくというのは難しい時代に来るのは間違いないです。その中身は、今ここでどうのこうのと私が言うほど全部が整理されているわけでもないのです、その辺でご理解をいただければというふうに思っております。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長、今とんでもない話したのですよ、あなたは。今職員が一生懸命移住、定住でお試し暮らしやっていることに対して、トップの市長が自分は総務部長のときにあれは反対だったと話したのですよ。だったら早く、市長になった段階で見直せばいいではないですか。それを職員にやらせておいて、そういう言い方はない。これは、訂正しておいたほうがいいかもしれませんぐらいの話です。別に来期がどうのこうのという話を私がしているわけではなくて、今現在の移住、定住ということについてのお話をしているわけですから、十分答えられることであると思うのです。選挙通らなかつたら話せないなんてことあるわけないではないですか。

まず、もちろん移住と定住というのは違うことだというふうに私は思っているのですけれども、砂川って意外と宝がそばにあるというふうに私思っているのです。まず、市の職

員が180人います。病院職員が今660人ちょっといますか。学校の先生なのですからけれども、これは100人以上いるのです。市の職員はほとんど砂川市内に住んでくれていると思うのですけれども、病院の職員が、今ちょっと聞きたいぐらいだけれども、今すぐ聞いてしまったらちょっとまずいかなとも思うので、以前にちょっと調べたことがあったのですけれども、お医者さんは大体砂川市に住民票置いてもらっていますよね。ところが、看護師さんは意外と結婚すると市外に出ていっている方が多いように思うのです。これがやっぱり残念だなと思うのです。市長、子育て支援が大事だというのは、もちろん市長もわかっていらっしゃると思うのだけれども、学童保育のときに、菊谷市長のときでした。市立病院の看護師さんたち勇気を出して、学童保育をつくりたいと陳情に行ったことがあるのです。そのときに私も同席していたのですけれども、市長に向かって、私これができなかったらよそのまちへ行きますと言ったのです。その後確かに学童保育できたのですけれども、残念ながら何人かはおくれてしまって、よそのまちに行ってしまう。学校の先生も今100人以上いるといっても、さっきちょっと聞いたのですけれども、大体砂川市内に住んでいる人は20%しかいない。みんなそれぞれの方々は、結構いい給料をもらっている方ですよ。この人たちに何とか砂川にとどまってもらって家でも建ててもらおうようにしていけば、まさによそから人呼ばなくたって、よそのまちから自治体間競争で引っ張ってこなくたって何とかなるというふうに私は思っているのですけれども、やっぱりこういう実態調査ね。それで結婚してよそ行くのに首を縄でくくって、いろなんていうことは絶対おかしな話で、そういう方々もよそに行かないでも砂川で楽しく暮らして、子育ても安心してできながら家を建ててもらおうという政策が、まさにこれから必要なのではないかというふうに思うのですけれども、この辺のことというのは総務部長、市長の後で大変申しわけないのですけれども、市長もうこれ以上立ってこないとも思うので、どういうふうに思われますか。今いろんな話をしました、優良田園住宅の話とか。やはり総務部長、企画という部門持っていらっしゃるのだから、所管を超えても一つまとめていくというような形の部署だというふうに私は思っていますので、ぜひ答弁お願いします。

○副議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 議事録上間違いがあると困りますので、私はお試し暮らしは反対をしておりません。いかがなものだろうかということを経営で申し上げただけですから。それを反対と、すぐそういうふうに誇張してどうして小黒さんそうやって言われるのか。

〔「いかがなものでしょうかなんて言わなくてもいいでしょう」と呼ぶ者あり〕

その当時言った答弁のことを私が言っただけです。それを反対したって。反対しているのだったらやっていませんから。やりましょうと言ってやったのですから。それを本会議の中でそうやって言われると、訂正しておかないとおかしいことになるではないですか。だから、そういう言っていないことを言うてはだめだということを私は申し上げてい

るのです。

○副議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 一つの例として子育て支援の関連でお話がありました。子育て支援等も全庁的に考えていかなければならない問題でありますので、子育ての所管である例えば福祉サイドのほうで考えるべき問題ではないと思っています。それは、全庁的に考えていかなければならない問題とっておりますし、私どもも市の職員につきましては、一部の職員は結婚されて市外に住んでいる職員はおりますけれども、ほとんどの職員は市内に住んでいるのですけれども、病院の職員についても同じような状況だと思えます。ご主人が例えば勤務の関係で滝川に住まれていると思うのですけれども、その中でどうにか、道市民税というものを市外に納めているという部分がありますので、それらについては私どもも非常に気になるというか、当然高額の所得を得ている病院職員でありますので、それらについてはどうにか市内に誘導策として何かないかというものは、総体の中で現状といたしましては検討しているところでございます。何がすぐどうできるかという部分はございます。それは以前から検討課題とされていたことですので、急に解決できる問題ではないと思えますけれども、それらの問題についても考えていかなければならないと思えますし、子育て支援の施策につきましても、親御さんが経済的な安心感を求めているのか、また別な形の安心感を求めているような施策を求めているのか、それらも私どもはやはり聞き取りをするなどしながら、総体の中で考えていかなければならない問題だと考えているところでございます。

○副議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時19分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 一息入れたので、ちょっと落ちついてやりますけれども、ちょっと前にある建築屋さんとお話をしていましたら、市内でも1,000万を切って一戸建ての家を建てられそうだというような、そんなお話もお伺いしたのですけれども、やっぱり皆さん何とか努力をしていらっしゃるのですね。ここのまちで家を建てて住んでもらおうということについてなのですから、ぜひ総務部長を中心にこの移住、定住のことに関しては、ホームページの見直しからいろんなことをきょう申し上げましたけれども、何とか人口を維持するためにもやっていただきたいなというふうに思うわけですから、そういう意味では先ほど市長がおっしゃっていた地域おこし協力隊の3人が、今後本当に3人全員がここで何らかの形で定住をしてくれれば、こんないいことはないと思うのですけれども、仮にそうでないのならば、そうでなかったその理由をちゃんと聞いて、今後のとい

うこと、いや住んでもらえるかもしれないので、どっちにしても今注目されるのはこの3人がどういうふうになっていくのかなということかと思います。そんな意味で、移住、定住については総務部長にお願いという形で妙ですけども、終わらせていただきます。

次に、協働のまちづくりの関係ですけども、条例化については何となく条例化はなさそうだな、まだだなという感じですね。私議員になって20年にもうすぐなるのですけれども、一番最初からの選挙公約というのが基本条例とか、まちづくり基本条例の制定とずっとやってきているのですけれども、大体は何とか実現できましたけれども、これだけはどうにもならないという。もうそろそろ砂川では条例化しなくてもいいのではないかなというぐらいまで思っているのですけれども、というのは、ゆうを見て、ゆうの建設からずっと私もかかわってきましたけれども、このまちで別に今さら条例つくらなくても、いろんなことをもうやっていけているのではないかなというふうにも正直思っています。ただ、今までいろいろなお話がありました。今回5項目を挙げたのですけれども、これはある懇談会というか、市長との懇談会の中の市民の皆さんに配られた資料の中で、市のほうが今協働のまちづくりについての5つの課題という形で出したものをそのまま載せたというような形なのですけれども、いろいろある中で入門講座の受講とか協働のまちづくりの懇談会というようなことが去年、ことしというふうにかかれていますけれども、こちらのほうは市のホームページのほうでちゃんと会議録が載ってまして、市長との懇談2回を読ませていただいたのですけれども、これ皆さんなかなかいいアイデアを出していただいたりとか、まだまだまちづくりに興味のある方々がいらっしゃるのだなというふうには実は思ったのですけれども、去年あたりは第2市役所とかというアイデアが出てきたりとか、ことしでは「いそのさんち」、空き家対策のようなのですけれども、あとは「託ワンカフェ」とかといって犬を預けるようなところはどうだとか、「NNKサロン、ねんねんコロリ」、高齢者の引きこもりをどうにかしよう、「スイーツネット砂川」とかといってね、本当にいろいろアイデアが出ているのですけれども、こういう懇談会は非常にいいと思うのですけれども、この中の一つでもいいから何か実現に向かうというような方向が出てくると、さらに参加された方々はどんどん、どんどんエネルギーが湧いて、もっともっとまちづくりに参加しようというふうになるのではないかなと思うのですけれども、その辺具体的にちょっとお伺いするのは、どんなふうな感じで、今後こういう懇談会というのは、せっかく来ていただいた方が何か言っても何も実現できないし、次行くのやめようかなというふうに思うのではなくて、引き続きまちづくりにかかわってもらうというふうなほうが私はいいと思うので、状況としてはどんな状況なのかをお伺いします。

それと、協働のまちづくりといえば町内会の関係が非常に大きな、市長も言っているような基本みたいな形でお話がありますけれども、その中でも去年あたりからでしたか、町内会に助成金をいただけるというメニューができました。戸割はわかるのです。何世帯について幾らとかというのはわかるのですけれども、事業費補助なのですけれども、これ

がえらく面倒くさいのです。例えば敬老会での飲み食い、あるいは町内で焼き肉パーティーやったときの飲食代とか景品代とかというのはその経費に出してはだめだというふうに決められているのです。これ何でこんなかたいことなのだろうなど。結局は備品だとかプリンターの何とかとか、相当使いづらいなと私は思っているのですが、最初の説明会のときに何と言われたかという、何で焼き肉パーティーだとか、あるいは敬老会の飲食に出せないのですかと言ったら、何をかうかもわからないからみたいなこと言われたのですけれども、そこまで町内会って信用されていないかというふうにな。特にうちの町内会なんていうのは高齢化が進んで、焼き肉パーティーやってもその会場まで来られないなんていう場面もあるのですけれども、事業費の補助なんかやるのであればもう少し、もちろん事業やらなければお金もらうなんていうのは全然論外なのですから、もう少し使いやすいようなことにはならないのかなというふうに、まさに協働のまちづくりとしては町内会行事というのはとても大きなことだと私は思っていますので、その辺のことをちょっとお伺いします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、入門講座等の関係になります。ワークショップ形式でやられていますので、いろいろ多様な意見が出されて、私ども見ていてもおもしろいというような意見も出てきます。それらが実現することは非常に重要なことでありますし、実現させていきたい部分があります。ことしから入門講座を修了した方を中心にステップアップ講座というものを設けております。今回ステップアップ講座を設けましたけれども、ステップアップ講座の内容が若干高度なものになってしまったのかな、例えば起業ですとかNPOの設立ですとか、そういうふうになりまして、若干入門講座とのつながりが、いきなりちょっとハードルが上がったのかなという部分もございますので、それらを見据えながら、そういう入門講座でいただいたご意見がどのように反映できるのか、実際に反映できるのかにつきましては、27年度以降でその方向性をやはり検討していかなければならないのかなと。ステップアップ講座に出席していただいた方のアンケートをとりますと、やはり実際NPOに携わっている方ですとか、そういうような活動をしたいので非常に役に立ったというご意見もあるのですけれども、若干その中では難しいお話になりましたというご意見もありますので、それらの内容等につきましては吟味をした中で、せっかくそのような形で活動に携わりたいという意思をお持ちで講座に来られた方の意見を尊重できるような講座のあり方等については、今後も検討していかなければならない部分なのかなというふうに思っております。

あと、町内会の事業費の関係の補助ですけれども、基本的には市の財政運営的にといいますか、支出する際には、人の口に入るものについては出席される方が負担するというような考え方が以前から根強い部分があったのかと思います。そのような発想のもと、その部分についてはやはり町内会の負担あるいはご本人の会費の中でという基本的な考え方が

根強いのかなというふうに思っております。ですけれども、実際的には今議員おっしゃられたとおり、事業のメインが、せっかく来ていただいて、その中で懇談をしていただく事業費の中心となる部分が飲食になる部分というのもあろうかと思えます。そのようなご意見も他の町内会からもいただいております。この事業費補助につきましては、まだ創設したばかりですし、今後もいろいろ各町内会のご意見を聞きながら見直しを図っていかねばならない部分もあろうかと思えます。地域コミュニティの基礎団体であります町内会は、私どもといたしましては大切にしていかなければ成り立たないというふうに思っておりますので、それらの意見についてはいろいろ伺いをさせていただきながら、また改善するものは改善しながら、制度として定着できるものにしていければなというふうに思っておりますけれども、今年度26年度までにつきましては、そういう飲食代については除外という形をとっておりますけれども、これらについては将来的にも必ずそうなるという部分ではないと思っておりますので、検討は加えさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 条例化の関係というのは何もお答えはなかった。聞いていなかったのかもしれないね。

それで、そういう意味でいうと町内会の関係もそのうちちょっと見直してもらえるのかなというふうなことですけれども、懇談会の関係は本当にいろんなアイデアも出ていると思うのです。市長もこれっておもしろいというようなお答えもあつたりもするので、仮に例えばS u B A C oなんかを利用して何日間かそういうことを実験的にやってみようとか、言葉だけではなくて、その場でちょっとやってみるとかということも私はいいのではないかなというふうにも思いますので、いろんな検討をぜひしてほしいなというふうに思います。

それで、町内会以外の市民団体に対する支援策ということで、ボランティア団体とかN P O法人をいろいろ広報やホームページで紹介しているというお話です。本当に今いろんな形で活動していただいている方々が市内にはたくさんいらっしゃるのだなという、場面場面で本当によくわかるのですけれども、ただなかなか団体以外にこういう活動をしているということがわかりづらい現状だと思うのです。広報あるいはホームページでもなかなか難しいなというふうに私は思っているのですけれども、これ何かイベントみたいなものをして、例えばボランティア団体あるいはそういう団体の皆さんの活動報告ができるような、いろいろあると思う、食生活の関係でも前に一回文化祭か何かのときに低塩のみそ汁飲ませてもらったのだけれども、飲んでみたらこれなら飲めるという、こういうのはやっぱり実際味わってみないとわからないものですから、そういうボランティアの方々が一堂に会して、自分たちの今やってきている活動を市民の皆さんに見てもらい、新しい人たちに入ってもらうような、そんなような企画というのをぜひこの協働のまちづくりの中で

も考えてもらえないものかなというふうに思うのですけれども、その辺については可能性というのはいかがでしょうか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 大変申しわけございませんでした。条例に関しましては、現状といたしましては協働についてはある程度市民に定着している部分はありますけれども、まずは事業を運営しながら今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

あと、入門講座等の修了後に実験をする。例えば何か場所を設定して行うという部分につきましては、入門講座は各回に1人の講師の先生が来られて入門講座という形で現状としては実施しております。ですので、どちらかといいますと単発になってしまうという部分がございますので、こちらにつきましても講座の運営方法等も検討させていただきながら、どのようなことでよりよい講座になるかというのを検討させていただきたいと思えますし、団体の周知につきましても、講座に出席されている方は例えば町内会で活動されている方もいらっしゃいますし、これから何かしら活動したいのだけれども、その取っかかりとしてということで来られている方もいらっしゃいますので、まずはその場に、例えば市民活動団体で活動されている方を紹介する、そういうようなコーナーを設けることももしかするとできるのかなというのが思っているところでございます。そういう形の中で手近なところから周知方法等も行っていきたいと思っておりますし、今回広報、ホームページで周知した段階では、なかなか今まで自分たちの活動をお知らせする場がなかったのだけれども、そういう場ができてよかったというふうなお話もいただいているところでございますけれども、今後どのような方法で周知方法を拡大するかにつきましては、今一堂に会しての報告会というご提案もございましたけれども、そのようなものも含めまして、せっかく活動されている団体もありますし、せっかく活動したいと思っている市民の方もいらっしゃいますので、それらを結びつける何かしらの策は考えていかなければならないと思っているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後になりますけれども、どうも総務部長かたいのだよね。だから、総務部長なのだろうなというふうに思うのですけれども、私のイメージというのは報告会とかそういうのではないのです。ゆうなんかを全部使ってみて、それぞれコーナーをつくって、楽しく自分たちのやっている活動、行動をコーナーごとに設けて、いろんな意味で楽しんで自分たちの活動を紹介するとかというような形なのですけれども、よそのまちで毎年やっているというまちもありますし、いろいろなことをぜひ今後検討していただいて、いい協働のまちづくりが進められるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員（登壇） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

大きな1、どさんこ・子育て特典制度のさらなる活用に向けての取り組みについて。道が実施するどさんこ・子育て特典制度は、商工団体や企業等の協力を得ながら、社会全体で子育てを支援していく仕組みづくりの一環として、小学生までの子供がいる世帯や妊娠中の方が、協賛している店舗や施設で買い物などをした場合に、認証カードを提示すると割引やポイントアップ、シールの割り増し配布の特典サービスを受けることができる制度です。砂川市は、平成20年12月から参加し、市内では45店舗1施設が協賛しています。この制度は、買い物や食事で利用した子育て家庭への支援をするとともに、これを契機として協賛店舗を通し、まちなか活性化への波及効果もあると思われれます。このことから、さらなる活用に向けての取り組みが必要と考えますので、以下について伺います。

（1）、対象者に対する認証カードの配布方法と特典制度活用の周知方法について。

（2）、協賛店舗等の募集について。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） どさんこ・子育て特典制度のさらなる活用に向けての取り組みについてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）、対象者に対する認証カードの配布方法と特典制度活用の周知方法についてご答弁を申し上げます。どさんこ・子育て特典制度につきましては、北海道が平成20年6月に次代を担う子供たちを社会全体で支える環境を総合的に整備するため、小学生までの子供がいる世帯が買い物などをした場合、認証カードを提示することにより割引などのサービスが受けられる制度として創設したものであり、北海道及び市町村が実施主体となって実施されております。現在は51の市町で実施されており、砂川市においても平成20年12月1日から実施しているところであります。対象者に対する認証カードの配布方法につきましては、制度開始時に市内各小学校、保育園、保育所、幼稚園を通じて認証カードと制度の概要及び市内協賛店を記載した書面を配布しており、それ以降は市役所戸籍年金係窓口にて出生、転入等の届け出の際に配布しているほか、児童家庭係、子育て支援センターにて配布しているところであります。また、特典制度活用の周知方法につきましては、市広報やホームページのほか、最近では本年11月より市内全戸に配布中の「砂川市くらしの便利帳」に制度の概要を掲載し、周知を図っているところであります。

次に、（2）、協賛店舗等の募集についてご答弁申し上げます。市内の協賛店舗等につきましては、現在砂川ポイントカード事業協同組合に加盟する45店舗とその他1施設に協賛をいただいているところであり、特典の内容は、協賛店で買い物をした場合ふくろうカードのポイントが2倍になるほか、ボウリング場を利用した場合ソフトドリンクの無料サービスが受けられるというものであります。協賛店舗等の募集につきましては、これまで市広報やホームページ等で行ってまいりましたが、小売店の減少等もあり、なかなか協

賛店の増加につながっていないのが現状であります。しかしながら、協賛店が多くなれば、利用者にとって特典を得る機会が多くなり、社会全体で子育てを支援することにつながるものと考えておりますので、今後は商工会議所等と連携を図りながら、この制度に賛同いただき、加入していただく協賛店の増加に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 対象者に対する配布方法はわかりました。初年度に対象者全員に配布をして、それ以降は配布漏れがないように必要に応じて都度渡しているという形なのかと思います。子供さんが小学校を卒業したら、認証カードはそれぞれで破棄をするという形かと思います。現在の配布枚数のトータル枚数というのはわかるのでしょうか。また、配布をした後の利用状況の把握というのはどうなっておりますでしょうか。また、配布場所なのですけれども、出生届とか、また転入届があったときには戸籍系のほうで対応されているかと思いますが、児童家庭係ですとか、子育て支援センターでも配布されているということですが、それはどういう場合にそちらのほうで配布をされているのでしょうか。

また、周知方法なのですけれども、小学生の子供のお母さん数人に聞いてみたのですが、まずこのカードをどこで使えるのかとか、あと特典制度のことがよくわかりづらいというようなことを言っていました。また、少額の時カードを出しづらいですという声がありました。市のほうにはこの特典制度に関するお問い合わせというのは今までどの程度来ているのでしょうか。

あと、協賛店舗等の募集についてなのですけれども、今ホームページなどとか、いろいろ概要などを載せているということなのですけれども、これは協力をいただきながら進めていくという事業なので、非常に難しい状況もあったのかと思います。なかなか自分のほうから手を挙げて協賛いたしますという店舗はないのかなと思いますけれども、道のガイドラインの中で、市町村の役割として、制度の趣旨を市町村内の住民、商工団体、企業等に周知、市町村内の企業等に制度への働きかけ、協賛店の登録申し込みの進達というのがあります。働きかけについてですけれども、平成20年の参加以降、今までに店舗等に直接協賛願いなどの働きかけというのはされたのでしょうか。また、先ほど商工会議所のほうにお話をしているお話もありましたけれども、大きな団体では砂川商店会連合会さんがありますけれども、現在協賛していただいております砂川ポイントカード事業協同組合さんと両方に加盟しているというお店もたくさんありますので、店舗数はそんなにはないのかもしれないのですが、また両方に加盟していない店舗ですとか、子供さんと一緒にお食事のできるところが最近結構できておりますので、子育て家庭の方への支援という観点から、いろいろなところにぜひ協賛していただけるように働きかけていただきたいと思うのですが、このお考えはいかがでしょうか。

以上です。お願いいたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 何点かご質問いただきましたけれども、もし答弁漏れございましたらご指摘をいただきたいと思えます。

まず、配布数でございますけれども、総配布数というのはこちらのほうで今現在、正確にはつかんでおりません。当初中学生にならればそれは除かれていくと。それから例えば一番最初のときには配布をされても、途中で配布をするというのが出生と転入ということですので、そのときに例えばこのカード1枚で家族、お子様4名まで使えますので、実際に2人目、3人目になりますとお名前を書き加えていただければよろしいということになりますので、戸籍の窓口でも配布をされないというケースも多々ございますので、詳細にはちょっとつかんでおりませんが、対象はとにかく小学生までのお子様ということになってございます。

それから、こちら確認はしたのですけれども、ポイントカードさんのほうでも倍ポイントをつけますよという、これがお子さんを連れてきたときのかどうかというところの積算ができていないということで、どの程度のポイントがプラスアルファになったかというのも、これもちょっとこちらのほうでは、確認はしたのですが、押さえ切れていないということでございます。それから、戸籍以外で例えば子育て支援センター、それから社会福祉課の窓口ということで、これはもちろん紛失等あれば、それは申し出ていただければいつでも配布をさせていただきますので、必要があれば担当あるいは子育て支援センターに行っていただければ、それはいつでも配布をさせていただくということになってございます。

それから、周知方法、どこで使えるかということなのですが、こちらのほうもカードと一緒にこういう制度ですと、使える場所はこういうところですよという説明書を含めて一緒にお渡しをしていますが、これが離れたということであれば、今言うように担当の課あるいは子育て支援センターのほうに申し出ていただければ、その利用方法、加盟店と、こちらのほうもお渡しできることになりますので、わからない場合はぜひ市のほうに問い合わせをいただければ、近いところでそれを配布するというのは可能でございます。

それから、問い合わせの関係なのですが、こちら実際に平成20年からどれだけ問い合わせがあったかというのは確認はできていないのです。ただ、窓口で少なくとも来られた方に配布をすると。問い合わせがあればもちろん子育て支援センター、近いところか市のほうに来ていただければ配布できますよということでお渡ししていますので、特に件数を原課のほうでつけていないということですので、このほうは大変申しわけありませんが、件数は押さえておりません。

それから、協賛店舗のご協力をいただいておりますけれども、こちらのほうに20年の制度発足以後に直接お店のほうに協賛の依頼をしたかどうかということでございますけれ

ども、これは当初ポイントカードの関係とその関係するところには協賛のお願いをして、それ以後は広報とホームページというような対応だったかと思しますので、先ほどご答弁もさせていただきましたが、今度は団体さん、ポイントカードの組合さん以外にも商工会議所さん、それから先ほど言われた商店会連合会さんも含めて、それからそこに入られていないような食事をできるような場所とか、もしそういうところでお子さん連れで行けるようなところがあれば、こちらのほうも今後は直接働きかけをしてふやすような努力はさせていただきたいというふうに思います。

以上でよろしいでしょうか。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 利用状況の把握とかも非常に店舗数も多いですし、どれがそうなのかというのは難しいのかなと思います。わかりました。道のどさんこ・子育て特典制度の趣旨というところ、抜粋なのですが、「子供と一緒に地域で買い物や飲食を行うことにより親子の触れ合いの機会を確保するとともに、地域社会と顔の見える関係を構築することなどが重要であり、一般的に親と一緒に買い物や飲食をする頻度の高い小学生までの子供のいる世帯を対象としている。また、妊娠中の方も対象とすることで妊娠中の段階から地域社会とのつながりを持ち、地域社会と一緒に子供の誕生を願い、応援する契機とします」という趣旨があるのですが、道のほうでは平成25年の4月より妊娠中の方も対象として認証カードの配布をされています。砂川市は、先日配布になりました「くらしの便利帳」のほうにも対象者としては載っておりませんが、今後の取り組みについてを伺いたいと思います。

また、現在認証カードの有効期限が2015年3月、来年の3月となっておりますけれども、5歳の子のいる世帯のカードもそのようになっているのです。今皆さんの手元に渡っているカードが全部そのようになっていたら大変なのではないのかなと思うのですが、各市町村の実施状況に応じてこの設定というのは可能なようですけれども、有効期限とその周知方法について砂川市はどのようにお考えでしょうか。カードなのですが、このぐらいの大きさのカードなのです。それで、ここに市町村名で砂川市となっております、できればここにジャリンバさんのシールでも張ってあると子供たちもとても喜ぶのかなと思うのですが、その裏に有効期限というのが書いてあって、こちらのほうに2015年3月というふうに印刷となっております。ちょっとその有効期限についてお聞きをしたいと思います。

また、周知方法なのですが、この認証カードを受け取ってから何年も使わなくて過ぎてしまったので、これがあること自体も忘れてしまったというような方もおりましたけれども、この子育て特典制度は砂川ばかりではなくて全道の加盟店で活用できます。例えば店舗のほかに道が指定するテーマパークやキャンプ場、温泉、美術館、また水族館ですとか函館朝市なんていうのもありまして、全道展開しております英会話や医療事務の

スクール、学校ですね。あと有名なタイヤ屋さんとか眼鏡店、本当にたくさんあります。全道で224カ所、道の指定になっているところもあります。私たちが子供が小さいころ遊びによく連れていった場所もたくさんありました。市のほうでもホームページのことは説明はしてくださっていると思うのですがけれども、教えてあげた方はとても残念がっていたのですが、道からのガイドラインの、市町村は対象世帯に向けての部分に「認証カードを対象世帯に配布」、そして「対象世帯に対する協賛店等及び特典内容の情報提供」ということが書いてあるのですが、例えば保育園、幼稚園、公民館、ふれあいセンターとか地域交流センターゆうなど、活用に向けてお得情報というようなことで砂川市の協賛店の一覧表ですとか、また近隣の滝川とか美唄とか新十津川でも使えますよというような、またホームページにも一覧がありますよというようなことをちょっと書いていただいた、手づくりでもいいのですが、ポスターを張っていただくとか、あと保護者に渡すプリントにちょっとコメントを入れていただくとかできるといいなと思います。また、有効期限についてですとか認証カードを紛失した方もいるでしょうから、そのことも含めまして、ぜひ早い機会に広報すながわなどにてどさんこ・子育て特典制度のことを掲載していただければと思います。口コミでも話題になるといいと思いますけれども、いま一度こういう形で周知をするという取り組みについてのお考えを伺いたしたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、随時答弁をさせていただきたいと思います。

まず、妊娠された方についての認証カードの配布ということですが、現在砂川市においては妊娠の方に配布をされていないという現状でございますけれども、これは早急にふれあいセンター等を通じて配布をさせていただきたいと思います。ただ、この部分については、今多くがポイントカードの組合のご協力をいただいているということでございますので、そういう対象者もふえるというご理解を得ながら、こちらのほうはすぐに対応させていただきたいというふうに思います。

それから、2015年3月までの有効期限ということでございますけれども、これは北海道のほうにも確認をさせていただきますけれども、ここで事業が終わるということではなくて、一応のカードとしての目安として有効期限が載っているということでもありますので、2015年の4月以降の部分については道のほうとも協議をして、どのような形でまた再発行、あるいはそのものは2015年3月までですから、今持っている方が実際は使えないことはないのかもしれませんが、恐らく持っているとう然新しい期限があるものが配布されなければならないということになると思いますので、こちらのほうについては全体を含めて、つまり総入れかえというような形になろうかと思っておりますので、こちらのほうは2015年の3月までの間に構築をして、もちろん周知もして、新しいカードをお渡しすることになりますので、先ほどカードのデザインの関係もございましたけれども、こちらのほうも少し検討させていただきながら、対応としてはそれ以後の分もきちんと対応

させていただきたいというふうに思います。

それから、砂川市以外のところでも随分使えるという制度でございますから、こちらのほうは今市のほうで使える部分しかお示ししておりませんが、ホームページ等をごらんいただければ北海道で使えるものがわかりますよというものは、ホームページ上だけではなくて、今度は説明書きのところにもそれはわかりやすく入れるように検討したいと思いますので、いずれにしても2015年3月までの間にはそういうものも含めて、皆さんが砂川市内でも、あるいは市外でも使えるとなれば、またそれを使える機会が多くなりますので、そちらのほうはわかりやすいように検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 ありがとうございます。先ほど妊娠中の方というお話も母子手帳交付時とか、いろいろ配布の方法もあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、また有効期限につきましても、もう使えないのだねと言っていた人もおりましたので、周知するだけでも先にやっていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、今お話にありました砂川以外でも使えるのだということのお話なのですけれども、砂川は先ほどからお話ししていただいておりますように砂川ポイントカード事業協同組合さんとして協賛してござっておりますので、特典としては45店舗が全部ふくろうカードポイントの2倍進呈ということでとても魅力的です。また、砂川オリエンタルボウルさんがソフトドリンクの無料サービスということで、これもとてもうれしいことだと思ひます。また、特典内容の近隣というのをちょっとご紹介させていただきますと、滝川市ではバースデーケーキ1割引とか、幼児の写っている写真があれば全部10%オフ、またお米10キロで150円引き、クリーニング子供服10%引きというのが、本当に一部なのですけれども、こういうのもたくさんあります。また、新十津川町ではホテルの売店10%オフとか、毎週土曜日エンジンオイル1リットル100円とか、店独自のポイントで2倍とか3倍にというようなものもありますし、美唄市では取り組みがちょっと変わっております、個店のほかに商品券運営協議会というのがあります、商品券ワンセット1万円分を購入すると1,000円分プレゼントというようなものもありますし、びばいっこ応援隊、これは8店舗で構成されておまして、出産された方に紙おむつや赤ちゃん綿棒などプレゼント、また入浴料金が大人も子供も100円引きですよというような、なかなかユニークで楽しいのがあるのですけれども、砂川もこんな楽しい協賛店舗がきっとあると思ひます。また、砂川市外のお客様にも喜ばれることと思ひます。今後いろいろな商工会議所とか砂川商店会連合会さん等を通じて依頼をされることもあるかと思ひます。ぜひ近隣のこういう特典内容というのもご紹介をしていただきながらお願ひをしていただきたいと思ひます。

あと、道のホームページの中に、子育て中のお父さんやお母さん、妊娠中の方、子供たちのことをいつも気にかけている地域の商店の方々や親子の触れ合いを大切にしたい全道各地の企業、施設の方々が北海道、市町村と手を組んで応援しますという非常に温かいメッセージがありました。砂川市の皆さんもきっと同じ気持ちだと思います。また、先日砂川ポイントカード事業協同組合さんのほうに伺ってお話をしておりましたときに、全店舗に聞いたわけではないですが、認証カードの利用は余りされていないということでございました。それで、協賛店舗に張ってある子育て応援の店というステッカーももう古くなってきたので、皆さん見づらいつと思うのです。ですから、ちょうど頼もうとお話をしていたところですよというお話がされておりました。そして、新しいステッカーが来たら見やすいところに張ってもらおうと思っていますというお話もありました。とても前向きにお話をしてくださいまして、温かさを感じ、うれしかったです。しっかりと対象世帯の方にもこういう思いを理解していただいて、ぜひこの制度を活用してもらいたいと思いました。

最後の質問になりますが、砂川市が平成20年にこの制度に参加してから6年になります。どさんこ・子育て特典制度のさらなる活用に向けての取り組みについて、いま一度総体的に考えていただく時期に来ていると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 このどさんこ・子育て特典制度の今後についてということで、総体的な考えということでございますが、まず一つ一つ今までご指摘を受けながらなかなかできていない部分はクリアをしていこうと思いますので、先ほどお話のありましたように、ほかの市町との関係についてご紹介いただきましたけれども、それを見てほかの市町村に行かれるということであれば、砂川市でも同じようなそういう特典をつければ市内に経済効果が波及されるということにもなりますので、そういった状況を踏まえて協賛店のご協力については今後積極的に行ってまいりたいというふうに思います。

それから、ステッカーの関係ですが、こちらのほうは言うのであれば、古くなればこれこちらのほうでご用意をして新しくかえさせていただきますので、これもポイントカードの組合のほうにはその旨伝えて、全ての店舗が一遍に古くなるということではないのかもしれないので、古くなれば調整をさせていただいて新しいものにかえさせていただくということを随時させていただきたいと思います。今までのご質問に対して、平成20年からずっと続けてきたわけですがけれども、実際にそのカードを使って市内で親子で買い物をするというのがなかなか実際、実態上積み上げがされていないというような状況もございますので、ここはまたちょうど期限も切れるというのもありますから、ここで1つまた皆さんに新たに周知ご協力、それからもちろん店舗さんにもご協力をいただきながらもう一つステップアップできるように行っていきたいというふうに考えておりますので、ご

理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 温かい砂川づくりのためにも、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。
ありがとうございました。

◎延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時05分